

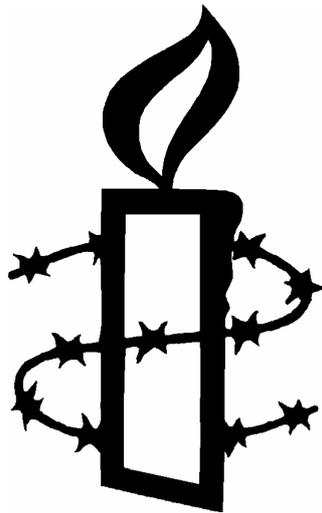
[2002年7月17日発表]

---

amnesty international

---

# ビルマ（ミャンマー） 紛争地域で迫害される人びと



17 July 2002  
AI Index: ASA 16/007/2002  
Distr: SC/CO

翻訳・発行

**(社) アムネスティ・インターナショナル日本ビルマ(ミャンマー)調整チーム**

# 目 次

第1章	はじめに .....	1
第2章	背景 .....	3
第3章	シャン州南部 .....	7
第4章	モン州およびタニンダーイ管区 .....	17
第5章	カイン州 .....	23
第6章	反政府武装勢力による人権侵害 .....	25
第7章	タイ国内のビルマ人労働者 .....	28
第8章	ビルマ政府への勧告 .....	33

\*本書は、アムネスティ・インターナショナル国際事務局が2002年7月17日発表した報告書「Lack of Security in Counter-Insurgency areas」を翻訳したものです。

# 国軍と反政府勢力との交戦地域で迫害される人びと

「ミャンマー連邦政府は、国家の『安泰と統一』が実現していることを宣言し、平和と安定を保つことを条件に『すべての国民が政治の決定過程に自由に参加できるように』尽力する、と公式の場において言明した。」

(2002年5月、在ロンドンのビルマ大使館のニュースリリース No.3/2002 より)

「みんなビルマの変化を見たいけれど、現状は生き残るのが精一杯。それに余計なことを言わないよう黙ってはいなくてはなりませんし…」タイでメイドとして働く26歳のポーカレン人の看護婦は語る。

## 第1章 はじめに

アムネスティ・インターナショナルは、2002年2月から3月にかけて、タイ国内7箇所に住むビルマ(ミャンマー)からのやってきた人びと約100人を対象に聴き取り調査を行った。この移民の民族構成はシャン人、ラフー人、パラウン人、アカ人、モン人、ポーカレン人、スゴーカレン人、ラカイン人、タヴォイ人、そして最大民族のパマー(ビルマ)人と様ざまである。彼らはもともとモン、カイン、シャン、ラカイン州とバゴー、ヤンゴン、タニンダーイ管区<sup>(1)</sup>の出身である。以下に述べるのは、これらの人びとがアムネスティに語った、過去18ヶ月のビルマ東部における人権侵害の概容である。これらの報告からは、ビルマ(ミャンマー)国軍と戦う反政府武装勢力による民間人への虐待のケースもいくつか窺える。本報告書の最後には、タイにおけるビルマ人労働者のさまざまな現状を述べる。

聴き取り調査に答えた人びとの多くは、さまざまな理由からビルマでの虐待の恐怖を根強く持っているが、これらの理由は1951年の難民の地位に関する条約に規定された難民の定義(人種、宗教、国籍、特定の社会的団体のメンバーであること、または政治的な思想信条のために難民となる)に該当するものであるといえる。<sup>(2)</sup> これらの人びとが実際にはタイの政府指定難民キャンプには住んでいなかったからといって、彼らが他の移民労働者と一緒に強制送還されても人権侵害を受けなかったであろうということには到底ならない。彼らのうち、アムネスティに話をした幾人かはタイ政府の労働・社会福祉省に登録されており、つまり合法的に国内に滞在している。しかし他方では、2001年10月の登録締め切りに間に合わなかったり、登録料を払えなかったり、居住地域の役所まで出向くことが出来なかった人びともいた。しかしながら、タイ政府はタイ国内のすべての移民に対して、彼らの法的状況にかかわらず人権侵害から保護する義務がある。<sup>(3)</sup>

聴き取り調査に答えた祖国を逃れてきた人びとは一様に、厳しい政治や経済状況下でそれ以上生きていくことができなかつたと述べた。タイへの移住の理由には、仕事の欠如、地元駐留軍の頻繁な金銭要求、強制労働、強制移住、ビルマ国軍による土地没収などがある。アムネスティの聴き取り調査に答えたほとんどの人は少数民族の出身であり、さまざまな民族別に組織

された武装集団に対して国軍が反撃をしかけているという状況のなかで人権侵害に苦しんでいる。アムネスティが聴き取り調査したほぼすべての人びとが、カイン州、モン州、シャン州、タニンダーイ管区といったビルマ東部の農村地域出身で、農業・漁業によって自給自足していた。

ビルマ政府は1989年以来、17の反政府武装集団（そのほとんどが民族集団）と停戦合意したと発表しているが、その合意はより恒久的な政治的和解にはまだ至っておらず、各集団はいまだに武装している。また、面積はさまざまだが、個々のテリトリーを持っているのが実情である。なかでも3大武装集団であるカイン州のカレン民族同盟（KNU: Karen National Union）、カヤー州のカレンニー民族解放戦線（KNPP: Karenni National Progressive Party）、南部シャン州のシャン州軍（南部方面軍）（SSA-South: Shan State Army-South）は、ビルマ東部で中央政府と争い続けている。KNUはタニンダーイ管区においても、モン民族の小さな武装集団と共に活動している。加えて国内の他の地方でも、更に小さな武装集団が存在している。ビルマの数多くの武装民族集団はもはや主要な国土を支配することは出来ず、辺境でばらばらに活動し、時折村を訪れては食糧を請うのである。

アムネスティが聴き取り調査した人びとのうち、ビルマ国内でも軍事行動が少ない地域の住民は軍隊によって苦渋を強いられたことは多くはないが、軍事基地の近くに住んでいた人は、軍隊に拘留され強制労働に従事させられるリスクがより高い。更に、軍が大規模に集合している地域の住民は、軍からの定期的な金銭・物品徴収を余儀なくさせられていた。1997年以降、軍は各隊の自給自足を推進し始めたと伝えられており、地元農村への物品供給の要求は拡大していった。民族集団のグループが統治する地域に住んでいる人びとの大多数が強制労働従事、強制移住、拷問、国軍による超法規的殺人の被害を受けていた模様である。反政府武装勢力による虐待を受けた人もいる。

ビルマ東部では、国軍、KNU、KNPP、SSA-South以外にもさまざまな武装勢力が拡散したり分裂したためにますます治安が悪くなっている。これらのグループの中には、1994年の終わりにKNUから分離した民主カイン仏教徒軍（DKBA: Democratic Kayin Buddhist Army）のように、非公式に国軍と組んでいるところもある。いくつかのモン人のグループは、1995年に国家法秩序回復評議会（SLORC）<sup>(4)</sup>と停戦合意した新モン州党（NMSP: New Mon State Party）から分離した。これらのモン人の武装集団はモン州およびタニンダーイ管区のあちこちで国軍と戦っている。彼らの活動の結果として、国軍とNMSPの板ばさみになる村人もいる。例えばこれらすべてのグループが村に資金を要求するのである。そして更に、国軍によって訓練され武装された村人からなるピードゥシツと呼ばれる民兵組織が、すでに緊張状態にあるこれらの地域に更なる緊張を与えている。民兵組織は国軍によって各村の安全を保障する仕事を課せられており、時には強制労働や資金提供からも免除されている。

この報告書では、市民に対しビルマ国軍が行っている超法規的処刑、拷問、強制労働、脅迫による土地の没収、金銭や食糧の強要などの人権侵害に関してアムネスティが調査したものをまとめている。加えて児童の強制徴兵の2例も含む。一例は国軍によるもの、もう一例はSSA-Sによるものである。本報告書では、2001年初頭から2002年初頭にかけての人権侵害を取り扱う。

人権侵害の被害者は、シャン人・アカ人・パラウン人・南部シャン州に住むラフー人・モン州とタニンダーイ管区に住むモン人・タヴォイ人・カイン州に住むカレン人・モン人の各少数民族である。ここであきらかになったのは、人権状況に若干の改善はあったものの、昨年中の

ビルマ東部での軍隊による少数民族への暴力行為はまったく減少していない、ということであり、アムネスティはその点を憂慮している。

## 第2章 背景

この報告書が取り扱っている期間中に、ビルマの人権状況にはいくつかの点で改善がみられた。2001年1月、国連事務総長の特使であるラザリ・イスマイル氏は、軍事政権である国家平和発展評議会( SPDC : State Peace and Development Council )と主要政党国民民主連盟( NLD : National League for Democracy)のリーダーであるアウンサンスーチー氏との間で2000年10月以来非公式に話し合いが持たれていることを明らかにした。この話し合いは、スーチー氏が自宅軟禁から解放された2002年5月6日に先立って、断続的に行われてきたものと思われる。

この報告書作成時点では、SPDCとスーチー氏との非公式対話がどのような段階にあるのかわからかではない。また、この対話が、相互の信頼醸成を超えてビルマの将来についてのより実際的な問題の討議へと進展したのかも不明である。未解決と思われる問題点の一つが、ビルマ国内の少数民族の代表たちがどの段階でこの対話に参加できるか、である。国内外を問わず数々の少数民族のリーダーたちは、このSPDC とスーチー氏の対話に参加できるよう繰り返し要求している。これらの少数民族集団には、政府と停戦したグループ、合法的な政党<sup>(5)</sup>、SPDCといまだに交戦している反政府武装勢力が含まれる。

もう一つの進展は、2000年12月以降300人を超える政治囚が釈放されたことである。しかしながら、まだ1400人の政治囚が獄中にいる。釈放されたなかには、1996年1月にNLDの式典で行ったパフォーマンスが原因で逮捕された、コメディアンであり良心の囚人であるパパレイ氏とルーゾー氏もいる。最もよく知られているのは、19ヶ月間の事実上の自宅軟禁状態にあったスーチー氏の解放であろう。解放時スーチー氏は、自身の解放は無条件であったと述べ、解放されてすぐにNLDの書記長としての仕事を始めた。彼女は続いてヤンゴン周辺の地域に出向き、7月にはマンダレーへも赴き、NLD党员と会談した。アムネスティは公式にこの解放を歓迎し、同時に、すべての良心の囚人たちの釈放のペースを速めるようSPDCに要請した。

SPDCはまた、ビルマ担当国連特別報告者であるパウロ・セルジオ・ピニエイロ氏の訪問も受け入れ、ピニエイロ氏は2001年の4月と10月、2002年の2月に同国を訪れた。ラザリ特使はNLDとSPDC間の政治的対話を促進するため、これまでに同国を7度訪問している。更に両名とも、すべての政治囚を釈放する形態を模索するようSPDCに公式に呼びかけている。ラザリ特使とピニエイロ氏は同国訪問中にスーチー氏とSPDCのメンバーに単独で会うことができた。ピニエイロ氏はこの2度の訪問中にさまざまな場所で政治囚たちの聴き取り調査を行った際、SPDCが大変協力的であったと述べた。

赤十字国際委員会(ICRC)もまた、ビルマ国内のすべての刑務所と労働キャンプを訪問することが出来る。ICRCの刑務所訪問は1999年5月から始まった。そのほかに、国連やEUを含むいくつかの国際機関も過去18ヶ月間に代表団の派遣が可能になった。しかしながら独立・中立的な人権団体はまだビルマを訪れることが出来ずにいる。アムネスティ・インターナショナルは1987年

以来、ことあるごとにビルマへの訪問許可を政府に求めてきたが、一度も許可は得られていない。

今再び、アムネスティは、人権問題に関して政府と会談するためにビルマへの訪問を許可するようSPDCに要請するものである。

## < 強制労働 >

アムネスティが過去14年にわたって行ってきた調査によると、農村地域に住む少数民族の人びとは、都市部に住む多数派のバマー人よりも、軍によって強制労働に狩り出される可能性はるかに高い。強制労働には二つの大きなタイプがある。ひとつは荷役である。これは一度に何日も、あるいは何週間にもわたって、山あり谷ありのなか軍のために重い荷物を運ぶ仕事である。一般市民が一度に数日あるいは数週間にわたって働かねばならないこと、またその間事実上囚人扱いを受けることから、荷役のほうが概してより過酷な労働である。もうひとつは、道路や兵舎などの建設現場や軍の農場での労働である。男性が狩り出されることが多いが、女性も強制労働に従事する。賃金が支払われることはほとんどない。支払いがあったかどうかをアムネスティは多くの人に質問したが、その全員が、賃金は払われたことはないと答えた。

1990年代初めまでは、強制労働は主に、軍のための荷役という形をとった。軍は反体制武装勢力との戦闘や農村・森林地域のパトロールの際にポーターを使うのである。SPDCといくつかの反体制武装勢力との停戦にもかかわらず、強制荷役はいまだに起こっており、特に内戦状態が続いている地域において顕著である。

1990年代はじめから、国軍は全国で大々的にその規模、活動範囲を拡大し始めた。この「軍事化」のひとつの特徴が、道路、ダム、鉄道、兵舎の建設を含むインフラ整備である。何十万もの人びとが無給で、これらの工事で働くことを強制された。1997年の自給自足計画には、兵士を指揮する地域の国軍司令部に対して、自ら食料を調達することを求める命令が含まれていたという。こうして兵士たちは、何世代にもわたって少数民族が耕作してきた土地を没収し始め、軍に食料を供給するためにこれらの農民に土地を耕作することを強制した。

90年代終わりごろからビルマ中央部では強制労働は減少した。政府は、国のいくつかの地域で強制労働を禁ずる命令を出すことによって、強制労働を根絶しようとする試みを始めた。しかし、中央政府が、一般市民の強制労働に関して地域の軍司令官の活動を監視しているかどうかは不明である。また、強制労働を禁止する命令が、反政府勢力との交戦地域で、どの程度効力を持っているかも不明である。そのような地域こそが強制労働が最も起こりやすいのである。

報酬を払わない強制労働は、1930年の国際労働機関（ILO）条約第29号（強制労働に関する条約）に違反している。ビルマは1955年にILOに加盟している。ILOは、数年間にわたって、強制労働の問題をビルマ政府に指摘し、条約第29号に準拠するよう同政府に促す一連の方策を採択してきた。2000年6月の年次総会では、ILO憲章33条に基づく決議を可決した。この決議は、ILO加盟国<sup>6</sup>がSPDCとの関係を見直し、SPDCが強制労働を継続するためにILO加盟国との関係を利用することのないようにと勧告するものである。この決議はまた、各国際機関に対してSPDCとのいかなる協力関係も見直し、強制労働を直接的・間接的に幫助するような活動は断固中止するよう求めている。

ILO がビルマを訪問していた 2000 年 10 月 27 日、SPDC は「1999 年命令第 1 号補則」<sup>(7)</sup>を出した。この命令は、いかなる市民・軍関係者にも強制労働の利用を禁じ、もしもそのような行為があったことが証明されれば処罰されることを定めた。2002 年初めにアムネスティが聴き取り調査したなかの数名は、村長や地域の軍の指揮官がこうした命令について説明しはしたが、強制労働はそれ以前と同じ程度で続いたという。最近の強制労働を経験した多くの人びとは、このような命令については聞いたことがないと言い、アムネスティがこれらの命令について話すと、信じられない様子であった。さらにまた、強制労働は減ったと話す人びともいるが、特にタニンダーイ管区や、カイン州の一部の地域においてそうである。これらの地域では、武装反政府勢力の活動がほとんどない。しかし、多くの人びとが当局の要求によって、多額の金銭を支払うことを強いられていた。

2001 年 9 月～10 月にかけて ILO は、SPDC の許可を得て、強制労働の根絶をめざす SPDC の政策の効果を調査するハイレベルチームをビルマに派遣した。調査結果は 2001 年 11 月に ILO 事務局に報告された。それによると、SPDC は調査チームの行き先や、誰に聞き取り調査を行うかなどに関して、完全にチームの自由を許可したという。報告はまた、一般市民の強制労働はいくつかの地域で続いており、特に高度に軍事化された地域においてそうである、と述べている。さらに、強制労働の実行責任者とされる者に対して、刑事訴訟がまったく行われていないことへの憂慮を表明している。同時に、ハイレベルチームは、SPDC が強制労働の廃止にまじめに取り組んでいることを認めているが、軍事的緊張状態にある地域の軍司令官に「1999 年命令第 1 号補則」を順守させるためにはさらに多くの方策が必要である、とも述べている。<sup>(8)</sup>

2002 年 3 月、ILO と SPDC は覚書を交わし、その但し書のなかで、2002 年 6 月に首都ヤンゴンに ILO 連絡事務所を置くこととした。<sup>(9)</sup> 2002 年 5 月 6 日には暫定駐在員が ILO 事務総長によって指名され、その駐在員が 2002 年 6 月の年次総会で報告を行った。レポートによると、連絡駐在員は、SPDC の 29 号条約実行委員会を含む政府関係者、NLD、少数民族の代表と会ったという。彼はまた、ヤンゴンに ILO の正式な事務所を設置する件について進展があったとも報告している。<sup>(10)</sup>

アムネスティは、昨今の SPDC による ILO への協力を歓迎し、このような協力がビルマにおける強制労働の廃止につながることを希望する。しかし、2002 年 2 月から 3 月にかけてアムネスティがビルマから逃れてきた人びと数十人に対して行った聴き取り調査では、いまだに強制労働は大きな問題として多く報告されており、特に軍事施設の近くではそれが顕著であった。アムネスティは、強制労働が拷問や、残酷かつ非人道的で名誉を傷つけるような扱い、超法規的処刑などの人権侵害を助長するとして、繰り返し憂慮を示してきた。さらに、ビルマでの強制労働は恣意的な拘留の一形態である。なぜなら、一般市民は無給の労務者として働くために軍によって連行され、仕事から解放されるまでは実質的には拘留されるからである。

## < 国軍によるその他の人権侵害 >

強制労働に加えて、2002 年はじめにアムネスティが聴き取り調査したほとんどの人たちが、時には恐喝にも等しい恣意的な金銭徴収を受けてきた。「ポーター料」や「セキュリティ料」といったものなどがそれである。多くの場合人びとは、このような度を越えた金銭の要求が続い

たことを、ビルマから出国した主な理由としてあげている。専門家委員会によってつくられたILO 法制によると、29 号条約のもとでは、課税というものは課税された者の資力の範囲内で行うべきものである、という。上記例のような金銭徴収が自給自足経済のなかに導入されれば、これを現金で用意する手段が無い場合、そのために人びとが余計に働かなければならないことになる。

国軍からの金銭の要求はたとえば「ポーター料」であり、これによって軍は物資を運ぶために人を雇うことができる。あるいは、「セキュリティ料」であり、これは軍や民兵組織を支援するもの。さらには、「スポーツ」や「お祭り」のための徴収まである。軍はまた、コメを物納として「徴税」する。これは、しばしば自給自足の農民が、収穫量に関わらず一定量のコメを提供または市場価格以下で売却することを求められる、ということである。その結果、農民には自分たち家人が生きていくのに十分なコメさえも残されないということが頻繁に起こる。国軍による強制労働、「コメ税」、金銭の要求は、少数民族の人びとにとって生活破壊を意味する。ビルマ東部の反政府勢力との交戦地域に住む少数民族の人びとは、時として、国軍による超法規的処刑の危険にさらされる。軍による不法な殺害は、SSA-S（シャン州軍（南部方面軍））が国軍との戦闘を続けているシャン州の南部において最も頻繁に起こっている。この地域の市民は、拷問も受けており、その結果、時には死亡する場合がある。国軍は、地域の人びとを萎縮させるために、あるいは武装反政府勢力を支援しているという疑いをもって市民を殺害しているようである。

これらの暴力は国軍と連携したグループ、あるいは国軍自身による土地の没収と深い関係がある。国軍と停戦合意した少数民族グループのひとつであるワ州連合軍は、シャン州南部において、その地域の先住民が所有していた土地の没収を行ってきた。彼らは SPDC の了解と許可を得て、このような行動をとってきたもようだ。モン州においては、モン州人所有の土地が国軍の使用のために没収され続けてきた。アムネ스티は、このように土地を失った人びとに聴き取りを行ったが、彼らはいかなる形の補償も受けておらず、土地を立ち退かなかった場合、肉体的な暴力で脅された。

国軍のメンバーが行った人権侵害の責任を彼らに問うための努力を、SPDC は全くしていないようである。そして村人は、不服申立てなどの救済制度に頼るすべを何ら持っていない。これらの地域の暴力や無法状態の広がり、SPDC がこういった虐待から一般市民を守ることができずにいるということを示している。

---

(1) ビルマの人口構成は、バマー人が約 2/3 を占め、残りの 1/3 はおよそ 135 の少数民族から成っている。  
(2) 難民であるということは自己申告制であり、憲法上保障された地位とちがひ、難民の地位を与えられて難民となるのではなく、難民としての性質があれば、難民とみなされるのである。  
(3) タイは 1951 年の難民の地位に関する条約（難民条約）にも、また 1976 年の同条約議定書（難民議定書）にも参加していない。  
(4) SLORC は 1997 年 11 月に国家平和発展評議会（the State Peace and Development Council）と改名した。  
(5) 議席の 80% 以上を獲得して NLD が勝利した 1990 年の総選挙では、多くの政党が政府に登録された。しかし現在、ビルマには NLD を含めてわずか 10 の政党しかない。  
(6) ILO は 175 の参加国から成り、すべての参加国の政府・労働組合・経営側いずれからも代表者を送る国連の第三者的機関としては唯一のものである。  
(7) 強制労働を禁止した 1999 年命令第 1 号は 1999 年 5 月 14 日に発布された。しかしその条項では、強制労働を行わせた責任者および使用者に対しての対策をならんら講じておらず、ほとんどの強制労働の実施者である国軍に関しても言及していない。  
(8) 国際労働機関（ILO）理事会、アジェンダ第 4 文書、「ハイレベルチームの報告 = 強制労働条約（29 号条約）に関するビルマ政府の監視問題について、その展開」GB282/4、セッション 282」2001 年 11 月ジュネーブ。International Labour Office, Governing Body, Fourth Item On the Agenda, *Developments concerning the*

question of the observance by the Government of Myanmar of the Forced Labour Convention, 1930 (No. 29), Report of the High-Level Team, GB.282/4, 282nd Session, Geneva, November 2001.

<sup>(9)</sup> 国際労働機関 (ILO) 理事会、GB283/5/3、セッション 383、アジェンダ第 5 文書「強制労働条約 (29 号条約) に関するビルマ政府の監視問題について、その展開」、「ILO 技術協力ミッションの帰還につづくその後の発展、付録」、「ビルマにおける ILO 連絡事務所の設置に関する連邦政府と ILO との取決め」2002 年 3 月ジュネーブ。International Labour Office, Governing Body, GB.283/5/3, 383rd Session, Geneva, March 2002, Fifth Item on the Agenda, *Developments concerning the question of the observance by the Government of Myanmar of the Forced Labour Convention, 1930 (No. 29), Further developments following the return of the ILO technical cooperation mission, Appendix, Understanding between the Government of the Union of Myanmar and the International Labour Office concerning the appointment of an ILO Liaison Officer in Myanmar.*

<sup>(10)</sup> 第 90 回 ILO 年次総会、基準適用委員会、「強制労働条約 (29 号条約) に関するビルマ政府の監視問題について、その展開に対する特別調査 5」C.付録/D.6(修正) ジュネーブ、2002 年 6 月。International Labour Conference, 90th Session, Geneva, June 2002, Committee on the Application of Standards, *Special Sitting to examine developments concerning the question of the observance by the Government of Myanmar of the Forced Labour Convention, 1930 (No. 29), C. App./D.6(Corr.)*.

## 第 3 章 シャン州南部

### < はじめに >

過去 6 年間にわたりシャン州南部の住民は、国軍が反政府武装勢力への反撃を行う中で、広範囲におよぶ人権侵害を受けてきた。その内容は、強制移住、食糧や金銭の暴力的な徴発、強制労働、拷問、国軍による超法規的殺害などである。国軍とシャン州軍 (南部方面軍) (SSA-South)<sup>(11)</sup>との戦闘はいまだ続いており、隣国タイへの難民が絶えない。タイ・ビルマ国境における両軍の小規模戦闘は、2002 年 6 月に雨季が始まるまで続いた。通常、モンスーン低気圧の到来後には戦闘が下火になる。

2002 年 5~6 月にかけてのシャン州東部における SSA-S と国軍との戦闘により、タイ・ビルマ両国の国境住民数百人が逃亡を余儀なくされた。信頼できる筋からの情報によると、この SSA-S への攻撃のために国軍は、通常の刑法犯容疑で首都ヤンゴンのインsein 刑務所に収監されていた囚人たちまで連れてきてポーター (強制荷役) をさせたということである。アムネスティはこの報告を深く憂慮する。なんびとであれ、強制的に荷役をさせるということは、残酷、非人道的で、人格をおとしめる扱いに当たるからである。

シャン州東部のタイ国境付近にワ州連合軍 (UWSA : United Wa State Army) が駐在していることで、状況はさらに混迷をきたしている。この UWSA は、おもに少数民族ワ人に属する勢力である。UWSA は 1989 年にビルマ政府と停戦合意したが、多くの停戦グループと同様、兵力維持を許されており、テリトリーをコントロールしている。ワ人は伝統的にはシャン州北部の中国国境付近に居住してきたが、1999 年来、兵士も民間人もタイ国境近くのムーンサツ郡、ムーントン郡、タチレク郡へ移動してきた。7 万 5 千人から 12 万 5 千人にも上るとみられるワ人入植者によって、シャン、ラフー、アカなどで何千人もの住民が追い出され、なかには家と土地を失った後タイにまで逃げてきた人もいる。

UWSA はシャン州からタイへ覚醒剤を密輸しており、タイ政府はじめ多くの政府に繰り返し非難されている。SPDC は麻薬生産と取引の根絶はすすんでいると述べ、タイ政府が SSA-S の

---

タイ国内での活動を許すことで支援している、と発言した。ビルマとタイとは、互いに武装勢力が国境を越えて入り込んでいることを非難しあい、2002年に入って緊張が高まっている。

## < 背景 >

独立にむけてビルマ<sup>(12)</sup>が英国と交渉している間、シャン人やその他の少数民族のリーダーたちは、ビルマ連邦に加わることに引き換えに、民族権が保証されることを要求した。この要求は1947年、シャンの町パンロンにて交わされたビルマ政府とシャン、カチン、チンの各民族との合意のなかに盛り込まれた。しかし1948年の独立後、シャン州のある事件の取り扱いに関して、シャン州の政治家とランゲーン（現ヤンゴン）の中央政府との間で論争が持ち上がった。1958年、最初のシャン武装勢力が組織され、それ以降さまざまな他のグループが武器を取るようになった。1989年以来いくつかのグループはSPDCとの停戦に合意している。モンタイ軍（MTA：Mong Thai Army、クンサーが率いる）は1996年1月に政府に降伏した。クンサー自身は降伏したが、かつてSSS-Aを組織した彼の指揮下にあった軍は、タイ・ビルマ国境沿いの以前のMTA基地からシャン州中央へと北上し始め、ここで国軍に対する局地的武力抵抗を行った。

その報復として、SPDCは1996年3月、シャン州中央において大規模な強制移住策を始め、国軍は住民を村から追い出した。その意図は、SSAとSとの関係を断つためであるということが明らかであった。シャン住民のなかにはもといいた村に戻ることができた人びともいたが、国軍のパトロールを避けて何ヶ月も、あるいは何年も森の中に隠れていた人びともおり、その他何万人もの人びとが過去6年間にタイへ逃れた。タイに行った人びとはタイ政府にキャンプで生活することを認められ、移民労働者として仕事を探す。タイ政府がなぜ彼らに自らキャンプを作ることを許可しないのかは不明だが、それがシャン州からの難民増加につながるのをタイ政府はおそれているからである、という意見もある。また、シャン人は北部タイとのつながりが強く、ビルマの他の移民よりもタイに同化しやすい、と考えられてもいる。

1996年の強制移住の影響は、土地と財産のほとんどを失った村人たちにとって未だ厳しいものである。加えて、国軍は村人たちに、農地、食糧、仕事その他のいかなる形態でも補償をしていない。さらに、一度村から住人を追い出すと、国軍は概して彼らが収穫のために戻ることも禁じてしまう。住人のいない村や森は国軍にとって「無差別砲撃地帯」とみなされ、その結果、家に戻ろうと試みて撃たれ死亡したシャン人の人びとがこれまでに何百人もいる。<sup>(13)</sup> この報告書作成時、国軍がシャン人住民の大規模強制移住を行ったのかどうか定かではない。しかしながら、多くの村人が土地を持っておらず、国軍指定の移住先に居住しているか、ジャングルに隠れているか、タイに逃れているかのいずれかであることから、1996～97年の強制移住の影響はいまなお顕著である。ジャングルに隠れている人びとは、超法規的殺害の危険や、食糧と医療の不足から伝染病にかかって死亡する危険にさらされている。

## < シャン州住民の証言 >

---

2002年2月、アムネスティは、シャン州南部に家があったシャン人、パラウン人、ラフ人、アカ人の住民数十名<sup>(14)</sup>に聞き取り調査を行った。全員、陸稲または水稲主体の農業を営み、その他の作物および家畜も有していた。現在は農業労働者としてタイで働く者も、失業中の人もおり、移住させられた住民用の施設に住んでいる人もいた。以下に、アムネスティがこれらの聞き取り調査から得た報告をまとめる。

聞き取り調査に応じた人びとは、クンヒン、ナムザーン、ムーンサツ、ムーンヨウン、ケントウン、ムントン、タチレクのいずれかの郡から最近タイへ入ってきた。このうちほとんどの人は、1996～97年の国軍による大規模強制移住政策で立ち退きさせられたのであるが、昨年のムーンサツ郡でワ人の入植者によって土地を失った人もいる。1996～97年の強制移住で土地を追われた人びとの中には、かなりの期間ジャングルに潜み、SPDCの兵士に見つかることを恐れながら生きていた人びともいる。数人から、同じ村の住民が国軍に殺害された様子が詳述された。指定移住先に暮らしていた人びとにも、軍による強制労働や高額の金銭の要求を受けるおそれがつきまっていた。

シャン州住民の中には、ムーンナイ郡、ムーンサツ郡、クンヒン郡の農村地帯をパトロール中にSSA-Sの兵士に遭遇した人びとがいる。キエンカム村出身の42歳の女性は、息子2人がSSA-Sにいと語った。うち一人は、1979年に12歳でモンタイ軍に徴兵されたが、1996年のクンサー降伏のときに一緒に降伏せず、新たに組織されたSSA-Sで戦闘を続けた。徴兵されて以来、彼女は息子に会っていない。もうひとりの息子はSSA-Sに15歳で志願した。「…あの子達が国のためになりたいというなら、私はそれでいいです。私が12歳の時には、選ぶ道なんかなかった…」

ムーンナイ郡キエントン地方出身の65歳の男性の証言。「私達はSSAにコメを渡します。断ることなんかできませんよ、両手に銃を持っているんですから。私達みな、SSAを恐れています。彼らが要求するのは通常、炊いた飯一包みほどで、多くはありません。それでもSPDCはSSAが村に潜んでいるのではないかと恐れているのですが、SSAは村には留まりません。」ナムザーン郡から来たシャン人の男性は、2001年12月に国軍兵士たちが、田んぼで脱穀している彼と妻のところへ来た、と語った。兵士らは彼にSSA軍を見かけなかったかと聞き、彼が見なかったと答えると脱穀に使う棒で殴ったうえで村長のところへ連れて行き、そこでやっと村長が彼の無実を保証してくれた。このような証言は、武装反政府グループが活動している地域の少数民族市民がなめる辛酸の典型的なものである。

シャン州住民はまた、反政府活動を支持していると疑われれば、拷問や殺害の危険にまでさらされている。軍によって強制移住させられた後、もとの農地にひそかに戻って作業をすれば殺害される。いわゆる「無差別砲撃地帯」にいるところを見つかったり、許可書なしに村の外や指定移住先の外にいるところを見つかった場合も同様である。聞き取り調査に答えた人びとから、軍に拷問されて死亡した例も報告された。アムネスティでは、超法規的殺害は当該政府の役人の命令あるいは政府の共謀・黙認によって故意に行われていると定義づけている。超法規的処刑は、自己防衛を行なっている治安部隊による正当化可能な殺害（国際的に認められた武器による妥当な武力使用の結果としての死亡）<sup>(15)</sup>とは区別されるものである。また、裁判手

---

続きを経た死刑の執行とも区別される。

### < 強制移住後の隠伏生活 >

聞き取り調査に答えてくれたシャン州住民の中には、国軍による強制移住で故郷の村から指定移住先へと追われた後に数ヶ月、ときには数年にわたり隠伏生活をしていた人びとがいた。指定移住先では農業を営む土地も無く、雇用機会も少ないか全く無いかで、生活のすべが無いのが常であった。指定移住先での生活に行き詰まると、彼らはしばしば姿をくらました。隠伏すれば強制労働に借り出される危険からは逃れられたが、他にもさまざまな危険があり、結局タイにまで逃れなければならないようなこともあった。彼らはジャングルのなかの小さな住まいで暮らし、食べられるものを栽培しようとしたが、大抵の場合食糧はわずかしかなかった。シャン州住民はまた、国軍が SSA-S の兵士を探索してパトロールする際に見つかって射殺される危険にもさらされていた。

クンヒン郡ケンカム村出身の 35 歳の未亡人は、2002 年 2 月にタイへ逃亡するまで 4 年間も隠伏していた。彼女の家族は指定移住先のかりで生活していくことが出来なかったために、もとの村に隠れ住んだ。しかし国軍は、彼女らの隠れ家を数回に渡り焼き払い、そのたびに彼女らはまた居所を変えた。彼女の夫は 1999 年末に、明らかな栄養失調から衰弱して死亡した。死亡時の年齢は 32 歳で、潜伏生活に入る前はごく健康であったにもかかわらず、である。

同じ地方出身のまた別の未亡人は、2001 年 11 月 30 日まで 15 家族共同で数年間隠伏していた。この日、ムーンナイ郡から来た軍が、彼らのコメ倉庫や私有物を焼いてしまったのである。兵士らが彼女の隠れ家を発見したとき彼女は病気で、逃げるができなかった。彼女を傷つけはしなかったものの、兵士らは彼女の金を盗り、寝具を壊してしまった。

### < 強制労働 >

アムネスティの聞き取り調査に答えたシャン州出身の人びとの 90% 近くが、過去 18 ヶ月間に国軍によって無報酬の強制労働に従事させられていた。そのほとんどは男性だが、ときには女性も徴集された。クンヒン郡キエンカム村出身の 66 歳男性は、過去 50 年間に渡り無報酬の強制労働を強いられてきたと述べた。この男性が若かったころには、強制労働の要請は重いものではなかったが、1996 年以來その負担増加は顕著になった。彼が家を去ったときに至るまで 5 日間ごとに軍のために労働させられ、最後に強制労働に出たのは 2002 年 2 月 15 日であったということである。

聞き取り調査に応じた人びとの中には、SPDC の 1999 年命令第 1 号とその補則について聞いたことのある人もいた。これらの命令について知らなかった人びとは、強制労働のレベルについて効果は無かったと述べた。クンヒン郡ケンロム村出身の 29 歳の未亡人は、この命令のことを 2002 年 2 月に耳にした。が、その後も彼女は軍のキャンプを囲むフェンスを作る作業をしなければならなかった。彼女は文字が読めず、しかもこの法令に関するリーフレットはビルマ語

でしか発行されていなかった。ケントウン郡のノンパ村出身の45歳男性は、2001年のはじめに村長が村人たちを呼び集めてこの新しい法令のことを話したと語った。「村長から1999年命令第1号のことは聞いたけれど、何も変わらなかった。私達はただの村人で、一度聞いたならそれっきり。質問する者もないし、何か言おうなんて気を起こす者はいない。そんな命令なんて私は信じなかったね・・・。」

ワ州連合軍本部のあるムーンヨン近くのムーンサツ郡から来た、また別のシャン人の男性は、2001年9月にロイラムから軍人が村にやってきて、強制労働が禁止される法律のことを話した、とアムネスティに語った。この命令について知られる前に、彼と周りの村人たちはムルンペンから来た43大隊が強制労働させることについて、その地方の軍の司令官に何度か苦情を言ったことがあった。その結果この大隊は異動させられたが、あとに来たケントウンからの兵士達が再び村人を強制労働に徴集し始めた。

アムネスティは、SPDCによる1999年命令第1号およびその補則の発令を歓迎するが、この命令がより広く告知されるよう強く要請する。同国内の該当する少数民族の言葉にも翻訳されて告知されるべきである。さらに、村人が苦情を申し立てることのできるメカニズムが存在するように軍が配慮すべきであるし、強制労働があったという報告をした者に復讐などが行われてはならない。政府は報告されたすべての強制労働に関して、効果的で独立性を保ち、公平かつ速やかな調査を始めるべきである。その結果責任があるとされた者は、1999年命令第1号補則の定めるところに従って裁判にかけられるべきである。

## < 強制荷役 >

聞き取り調査したなかで、女性で強制荷役をさせられた人は2人だけであった。しかし、村人側に寄った見方をすれば、ムーンサツ郡のムントン地域出身のラフー人の女性が、国軍のために案内役をすることが出来ないという理由で殴られた。その国軍は、2001年12月、SSA-S兵のいるところへ彼女に案内させようとしたのであった。目が悪いのでそれは出来ない、と彼女が言ったところ、兵士らは彼女を殴り蹴り、背中から撃つぞと脅した。彼女は聞き取り調査に来るにも人に連れてきてもらわねばならないほどであったが、兵士らにお金、鶏、豚、その他のものを盗られてしまった。彼女は言う、「夫は行方不明ですし、どこへ行ったらよいのやら・・・いろんなことが良くなるまで、自分の村にじっとしていただいです・・・もう何もかも失ってしまったし。」

数人の男性が、国軍のために強制荷役をしたことがあると報告した。タチレク郡パトゥウ出身のパラウン人の男性は、2001年12月に畑にいたところを国軍第526部隊に捕えられ、6日間兵器を運ばされた。歩くのが遅くなると、腰を蹴飛ばされた。その後モンサツ郡ムントウンの軍のキャンプに拘禁され、逃亡するまで木を切る仕事をさせられた。その他にも、塹壕を掘る、バラックを建てる、柵を作るなどという強制労働を毎月5回ほど持ち回りでさせられていた、と彼は言った。彼のいたパラウン人の村は、526隊の前哨基地に近かったのである。彼はまた、過去5年間は国軍とSSA-Sとの戦闘状況が影響しての強制労働もあった、と述べた。

ナムザーン郡出身のシャン人のある男性は、アムネスティに対し、過去4年間は彼の住む地

域では強制労働が増加していたと報告した。2002年2月に彼は軍のために強制荷役をさせられた。国軍の兵士が自分達で食べるために村人の家畜を撃ち、彼はその干肉を運ばされた。普段は彼は、強制的に強制荷役をさせられるのを避けるために月に2度、お金を払っていた。それでも毎週1日は軍のために、塹壕を掘るとか軍の農地で作業するなどの他の仕事をしなければならなかった。最後に強制労働をさせられたのは2002年2月であった。

ムーンサツ郡ムントゥン地域出身の31歳のアカ人男性は、2001年11月にムーンサツ近くで、軍のためにコメと調理用具を運ばされ、数日間の後に逃げ出した。彼はビルマ語がわからなかったために蹴られた。彼は故郷を捨てた理由を次のように述べた。

「時々ポーターとして徴用されました。ひどい状況でした。ワ人とパマー人の両方がやってきて、何でも勝手に盗っていってしまうのです。とても安心していただけませんでした。ワ人のほうは、私達の村までは侵攻しておらず、時々やって来ていただけです。でもいずれは占領しにくるでしょう。SPDCは家畜を殺すのですが、村のなかに泊まってはいませんでした。」

クンヒン町郊外から来たシャン人のある女性は、41歳の夫サイモンが強制荷役の仕事に連れて行かれて以来戻らない、と述べた。彼は2001年4月12日に釣りに行く途中で捕えられ、一ヶ月後に彼と共に強制荷役をしていた人びとが、彼の死を妻に伝えた。夫の死をSPDCに訴え出すことは、恐ろしくて彼女には出来なかった。彼女自身、246部隊に道路清掃や軍基地の清掃を月10回ほどもさせられた。

アムネスティは、国軍による村人の荷役強制が続いていることを引き続き憂慮する。また、ポーターたちが軍の隊列についていけないと残酷な取り扱いを受けるという報告についても憂慮する。アムネスティはSPDCに、国軍の兵士らが民間人をポーターとして拘束することをやめるよう強く要請する。

## < その他の強制労働および金銭や物品の要求 >

アムネスティが聞き取り調査を行った人びとの大多数が、軍のために最近無報酬の強制労働に従事した経験を持っていた。労働内容は、道路や軍のキャンプ内の建設作業、軍の農地での農作業、水汲みや伝令などの雑用などである。強制労働に従事させられた人びとのほとんどは、それ以前の1996年～97年の間に強制移住させられていた。ただし、ムーンサツ郡出身の人びとの中には、2001年～2002年にワ人入植者によって土地を追われる前に強制労働をさせられていた人もいる。

クンヒン郡クンポー地域出身の28歳のシャン人男性はアムネスティに対し、彼とその家族は1997年に、ムーンナイ市のケントン指定移住先に移住させられたと話した。そこで彼は農業労働者となったが、「1日自分のために働くと、次の2、3日はSPDCのために働かされた。」と語った。近くにイエーモーと呼ばれる軍のキャンプがあり、「ひまわり」というニックネームの部隊が駐留していた。彼らはまた、村人の家畜を自分達で食べるために撃った。この男性は2001年12月に3日間、イエーモーキャンプで竹を切ったり塹壕を掘らされたという。さらに彼が説明したところによると、国軍は強制労働をさせるばかりでなく、「村から欲しいものを何でも、唐

辛子でも野菜でも勝手に盗っていく」という。2001年10月には、この兵士らは村の僧院から30,000チャット<sup>(16)</sup>を盗み、僧たちの持ち物も持ち去った。

ムーンサツ郡ワンノン村地域出身の42歳のシャン人男性は、月に最低10回は強制労働に従事しなければならなかったと述べた。彼が説明した比較的最近のシステムは、村人は馬7頭を荷物運搬用に軍に供給せねばならず、またその馬と共にパトロールに行かねばならないというものである。その他の家畜もしばしばその土地に駐留していた553部隊に取られたという。その上2002年1月には、彼は軍のために6日間、石を集める仕事をし、その石は売られていった。「私が15歳の時から強制労働はあったが、今ほどひどい状況はない。」

ムーンサツ郡市ムーンコック地域出身の50歳のシャン人男性はアムネスティに対し、2002年1月の強制労働中に国軍兵士に殴られたために、呼吸が困難だと話した。5ヶ月間毎日、彼は国軍527部隊の住居用地を整地するために働かされた。各家庭から二人がこの建設現場で働かされ、その中の女性たちは草葺屋根を作った。この男性は重い木材を運べないという理由から、5回も首の後ろを棒で殴られた。彼が倒れたので、やっと兵士らは殴るのを止めたのであった。

国軍によるコメ、金銭、その他の物品の要求が、この聞き取り調査に応じた人びとの多くをシャン州の家から去ることを余儀なくさせた。ナムザン郡出身のあるシャン人男性は、過去4年間わたりコメの収穫の半分を軍に取られ、彼とその家族は食物が足りないほどであったために、2002年2月中旬に家を捨てた、と話した。ケントウン郡のノンパ村地域出身のあるシャン人男性も、作ったコメ50籠のうち30籠を軍が要求するので、故郷を捨てたとアムネスティに語った。彼が十分な量のコメを軍に差し出すことが出来なかったので、2002年1月に軍は彼の田を没収してしまった。過去数年間に渡って、軍は村人の多くの田畑を没収しておきながら一切補償をしなかった、と彼は述べた。ムーンサツ郡ムーンポーアン村地域出身のある女性は、月に10回ほど、学校の先生の給料から道路補修費用までさまざまな料金を支払わなければならなかった、と語った。彼女はまた、自分のコメの収穫の半分をその地域にいた軍に差し出さねばならなかった。

アムネスティは、国軍による強制労働、金品の要求が続いていると報告される上記の状況を憂慮する。このような要求は村人の生活を阻害し、しばしば彼らがタイへと逃亡せざるを得ない状況にしている。

## <ワ人入植者と国軍による土地没収や家屋破壊>

1999年の終わり頃から、ワ州連合軍UWSAは統治下にある一般住民の各集落をシャン州北部から東南部へと移住させ始めた。この強制移住は、名目上はワ人農民がケシ栽培をするのを防ぐため、ということであった。ワ人の人びとは、この移住に関して選択肢を与えられず、この移住中とその後の期間に予防可能な疾病で何千人もが死亡したと報告されている。SPDCはこの入植者に配分するためのシャン州東南部の土地をUWSAに売却したと伝えられるが、新しく到着したワ人によって土地を追われたシャン人・ラフ人およびアカ族の農民たちには、いかなる補償も支払われた様子はない。加えて、現在UWSAが居るムーンサツ郡に住んでいるシャン人住民は、UWSAの要求に応じなければ脅しをかけられる。2002年2月、アムネスティはこれら

---

の人びとのうち、タイに逃げてきた数人に聞き取り調査を行った。彼らが逃げてきた理由は、家や生活手段、財産を奪われたためである。

ムーンサツ郡ワンノン村出身のあるシャン人農夫は、国軍に土地をすべて奪われてしまったので妻と4人の子供を連れてタイへ逃げてきた、と語った。

2001年には553部隊が彼のお茶畑と森を、2002年1月には554部隊が彼の田を没収してしまった。補償は皆無だった。兵士らが彼に言ったことには、彼の森は戦略的に好都合な高台にあるので、軍がキャンプとして使用する、とのことであった。1月下旬に家を出た後、彼の家に残っていたものは盗まれ、家屋はキャンプ内で使用されていることを耳にした。

ムーンサツ郡ムルンカーン村地域出身の75歳のシャン人男性は、2002年1月に国軍とUWSAの兵士たちに土地をすべて没収され、村から追い出されたので家族と共にタイへ逃げてきた、と語った。彼の村では村人の75%が逃げることを余儀なくされ、残る25%の村人はUWSAに囲まれて逃げることもできないでいた。タチレクから来たこの兵士たちは、「3日のうちに立ち去れ、もし3日経ってもまだ居残っていたら、我々が残酷だとは言わないよ」と村人に言った。この男性の語るところでは、500～600人のワ人兵士がタラン、ナイヤ、そしてそこから近い彼自身の村を占領した。彼は森、果樹園、畑を失ったが何の補償も受けなかった。ムルンカーン出身のまた別の男性は、アムネスティに対し、彼が自分の土地から追い出される前、国軍とUWSAはシャン人農民に、ワ族が国軍に売るときの半値でコメを売るよう強要した。

また別のシャン人の男性は、2002年1月、ムーンサツから来た527部隊に土地を取られた。彼自身はムーンサツ郡ムーンコックの出身であった。彼は起こったことを次のように語った。

「我々には何の補償も支払われませんでした。私の田を没収した際、彼らはコメもすべて奪いました。収穫さえさせてもらえず、私は着ているもののほか何も持っていかれませんでした。彼らは2001年10月に、鶏、豚、水牛などのたくさんの家畜も没収しました。」

ムーンサツ郡ムーンケン地域出身のシャン人男性は、ワ人に追い出された際に「ここはバマ一人が我々に売った土地だ。お前はワ人ではない。この土地は我々のものだ。」と言われた、という。ワ人はシャン人の土地を少しずつ奪い、この男性たちには水の無い高台へ村を移せ、と言ったという。彼の住む地域には、2001年におよそ1千世帯のワ人とコーカン人がやってきた、と彼は報告した。同じ村出身の別の男性は、アムネスティに対し、2001年8月にワ人が彼の土地で働き始めたとき、男性は彼らに対して、この土地は自分のものだと言った。「彼らは鋤で殴るぞと脅し、この土地はキンニョンが自分達に売ったものだ、と言いました。ここのものはすべて我々が取って良いのだし、お前を追い出すことだってできるのだぞ、と彼らは言いました。」

シャン州での人権侵害の状況においては、土地没収がしばしば肉体的暴力の脅しをもって行われている。

## < 超法規的処刑と拷問による死 >

シャン人の村人たちの数人が、友人や親戚が国軍の手で殺されたとアムネスティに語った。

その死の状況は、過去 6 年間にわたり報告されているシャン州における反乱軍への攻撃において民間人が殺害された状況によく似ている。このパターンは、現代における世界中の内紛地域で典型的なもので、こうした状況のなかでは犠牲者の大多数は戦闘員よりもむしろ民間の市民となっている。

これら犠牲となった住民を、殺害せよという軍の司令が出されていたのか、あるいは殺害を行った兵士に上官の暗黙の許可が出されていたのかは、定かではない。また、住民の死亡について SPDC による調査が行われたかどうか不明である。シャン州南部での国軍によるシャン州住民の超法規的処刑は、1996 年の強制移住政策が始まって以来つねに報告され続けている。SPDC にはこのような殺害の責任者を裁判にかけける責任があるが、SPDC はそれを怠っている。結果として、シャン州の反政府軍対国軍の紛争地域では住民の間には恐怖感が、国軍の間には免責が広がってしまっている。

アムネ스티に報告されたいちばん最近の例は、2002 年 1 月 30 日、6 名のシャン人住民がタイ国境ちかくで殺害された事件である。この 6 名はもともとムーンケン郡ハムガーイ地域ロイサーン村の出身であったが、1996-97 年の強制移住政策でムーンケン郡郊外へと移住させられた。彼らは集団でタイへ向かっており、ムントン郡の国境ポイント 1 番のある廃屋で一夜を過ごした。その土地の商人が彼らに、ビルマの通貨をタイバーツに換金しなければいけない、と教えたので、彼らはその通りにしたという。

翌日、彼らは休暇中であった私服兵士にお金を払い、国境を越えてすぐのタイのチェンマイ市ノンオーク村まで案内を頼んだ。案内役の兵士は、2 つあるチェックポイントを避けるために異なるルートをとったが、途中で第 281 歩兵部隊の兵士たちに遭遇してしまった。報告によると兵士らは、6 名の持ちものとタイバーツをすべて取り上げたうえで、6 名を射殺した。このことがあった後、その土地の軍隊が国境を閉鎖した、と伝えられている。6 名の犠牲者は次の通り。ルンコン、(男性、56 歳)、サイオータ、(男性、38 歳)、サイニユン、(男性、34 歳)、パパン、(女性、43 歳)、ナンレン、(女性、27 歳)、ナインナイン、(女児、4 ヶ月)。この人びとはこの地方の SSA-S 兵士ではないため、反乱軍への攻撃という目的で殺害されたとは考えられない。殺害の意図は不明で、第 281 歩兵部隊の兵士らが上官の命令に従って行動したのかどうかもわかっていない。

国軍による反乱軍への攻撃実行中に殺害された他の民間人の中に、ルンカム(57 歳)がいる。クンヒン郡クンポー地域から来た彼の仲間の村人が、2001 年 10 月 30 日の彼の死について語った。ルンカムは 1996 年に国軍が村を強制移住させた際、移住先のムーンナイ郡ケントン地区には移らず、身を隠した。聞き取り調査に応じた仲間は次のように語った。

「彼が捕まったとき、たくさんの方が彼の無実を(国軍に)証明しようとしていました。私も行きました。しかし、聞き入れられなかった。彼らはルンカムが、SSA のために情報収集していたのだと責めました。釈放してやると言いながら、彼が死ぬまで拷問し続けたのです。その後彼は連れて行かれ、二度と彼を見たものはいません。国軍は、彼が SSA だとは本当は思っていなかったと思います。他の村人たちを怖がらせ、脅すためにやったのです。」

彼の妻(53 歳)はこの情報を別の聞き取り調査で確証した。彼女の証言によると彼はムーンナイ郡キエントンにいる彼らの娘を訪ねていった。娘は父親が自分の家にいることを、村長の秘書に伝えたが、あきらかにその秘書は村長にそれを伝えなかったのである。<sup>(17)</sup> その結果としてルンカムは他の 22 人と共に捕えられ、キエントンの軍駐屯地に連行された。他の人びと

は皆、最後には釈放された。ルンカムは他の者とともに尋問されひどく殴打され、息が止まったところで連れ去られた、と村人たちがあとになって妻に伝えたのであった。

また別のシャン人住民でクンヒン郡から来た人は、アムネスティに対し、国軍にひどく拷問されて1年後の2001年12月に死亡した友人、エーセンについて語った。エーセンは強制移住させられた後も、おなじ隠れ家に住んでいた。目撃者の証言は以下である。

「彼は私に、5晩殴られつづけた、と言いました。ほとんど死にかかって、やっとのことで隠れ家に戻ってきました。それ以来彼は弱ってしまい、いつも痛みがありました。戻ってきたとき、頭の傷からの血が目や鼻を滴って落ちていました。兵士らは彼を水責めにしたのです。SSAにコメを渡したといって・・・でも自分で食べるコメさえろくに無かったのですよ。彼は何の手当も受けませんでした。町に行くことさえ怖がっていませんでした。」

彼の妻、ナインセンは、嘆きのあまりたった1人の子を残して1ヶ月後に死んだ、と報告されている。

ナムザン郡ノンヒ地域出身の農民は、35歳になる叔父のピーウィは2001年11月にクンヒンから来たビルマ軍に射殺されたと語った。村人は村を離れる際、軍から許可証を取得することを求められていた。ピウィは村を離れて、誰も住んでいないシーコンに行き、ジャックフルーツの木に登って葉を集めていたときに兵士達が来て、木から降りると彼に言った。降りなかったために、彼は射殺されてしまった。甥であるこの男性は、続いて起きたことを以下のように語った。

「私達は村長に訴え、国軍に葬式代を払うよう頼みました。しかし彼らは支払わなかったばかりか、私達がシャン人の兵士の親族だということで私達を殺すぞと脅しました。ピーウィはごく普通の、素朴な農民でした。政治のことなど知りもしませんでした。」

SPDC と同盟関係にある武装集団もまた、国際人道法に違反する殺人の責任があることが報告されている。ムーンサツ郡ムントン地域出身のラフ 人の女性は、2001年10月にラフ 人民軍が村人3名を殺害したと報告した。3名の名前は ウェーリー、チャウカ、チャウー、(いずれも男性)である。彼らはプパキャンプにてコメの収穫中に殺された。ムルンピャックから来たラフ 人民軍が3名と女性1名を止め、この女性は殺されずに済んだが、SSA-Sはどこにいるか教えろと命じた。彼らが従わないと、兵士らは彼らの喉を切り、穴を掘り、遺体を埋めてしまった。殺された村人の家族たちはその後隠れ家に身を潜めた。

アムネスティは国軍とその同盟武装集団による超法規的処刑による死亡を深く憂慮する。アムネスティは、SPDC が軍のいかなる隊員によってもこのような住民害を起こさせないように対策を講じることを要請する。

(11) シャン州軍(南部方面軍)はもともとシャン統一革命軍(SURA: Shan United Revolutionary Army)と呼ばれていた

(12) 当時の中央軍事政権であった国家法秩序回復評議会が、1989年6月に国名をビルマからビルマに変更した。

(13) 以下の資料を参照のこと。アムネスティ・インターナショナル公式文書 ASA16/05/98「ビルマ: シャン州の悲劇」(1998年4月15日発表)、同 ASA16/13/99「ビルマ: シャン州の最新事情」(1999年6月30日発表)、同 ASA16/11/00「ビルマ: シャン州からの大量避難民」(2000年7月発表)、同 ASA16/014/2001「ビルマ: 抑圧される少数民族」(2001年6月発表)。

(14) 聞き取り調査対象となった住民の身の安全を考慮して、個人名はここに公表しない。

(15) 国連の「法執行官による力と火器の行使に関する基本原則」、および「法執行官行動綱領」参照。

(16) SPDCによる公定レートは1ドル6チャットであるが、市場では1ドルに対し600チャットを越えている。

(17) ビルマの法律では、他郡からの来訪者はことごとく地元当局に届け出なければならない。

## 第4章 モン州及びタニンダーイ管区

### < はじめに >

2002年3月、アムネ스티・インターナショナルは多数のモン人、タヴォイ人、及びモン州とタニンダーイ管区に住んでいた少数民族の人びとに聴き取り調査を行った。<sup>(18)</sup>

彼らは全員タイで職に就いているか、職を探しているかであった。うち一部の人びとは2001年9月から10月にかけてタイ国移民登録手続きで登録し、2002年の3月に再登録するつもりであった。しかしまた、職が無いために登録できなかった人びともいた。聴き取り調査を受けた全員が、ビルマではとても食べていけないので故郷を出た、と語った。彼らの多くが、故郷を離れた原因としてビルマ軍事政権に要求されていた過度の徴収金について述べた。しかし、故郷を出た理由として強制労働やその他の人権侵害を挙げた人もいた。

ビルマの東南部に位置するモン州とタニンダーイ管区の人口は、モン人、カレン人、タヴォイ人、メルギー人、またこれらよりもさらに小集団の民族グループなどから構成されている。クメール人とともに移動してきたモン人は、東南アジア大陸にやってきた初期移住民族のひとつであり、植民地時代以前に大きな王国を樹立した。彼らは、ダウェー（タヴォイ）北部の村に住んでいる。最初メルギー地域に住んでいたメルギー人やダウェー地域に多く住んでいたタヴォイ人は、民族的にバマー（ビルマ）人集団と似通っているが、固有の方言や地域文化を発展させた。

新モン州党（NMSP：New Mon State Party）は1995年に国家法秩序回復評議会（SLORC）と停戦合意したが、少数の小さなグループがNMSPを離脱しビルマ国軍と武装闘争を続けている。NMSPは現在もモン州内の4ヶ所の停戦地域を占領しており、停戦地域外のいくつかの郡にも駐屯している。加えて、少数のKNU（カレン民族同盟）部隊がタニンダーイ管区とモン州で国軍と小競り合いをしている。結果として、これらのグループが活動しているこの地域の住民は、国軍が地方を巡視する際にポーターとして徴用されたり武装グループの居場所を尋問されたりする危険に晒されている。

モン武装グループでもっとも最近NMSPから離脱したのはホンサワトイ復興党であり、その軍隊であるモン復興軍である。これらは元NMSPのナイパンニユン大佐によって2001年11月に結成された。彼は100ないし150の部隊を持っていると考えられている。2002年5月、モン復興軍とNMSPはモン州で武装闘争を開始した。その場所はタイのカンチャナブリ県のサンクラブリ区からすぐのところである。<sup>(19)</sup> その結果、4ヶ所の停戦合意地域のうちのひとつであり国内避難民が多く暮らしているハロッカニーは安全でなくなった。2001年11月下旬、ハロッカニーに隣接する位置にありカレン人の国内避難民が暮らしているティーワードーが、モン復興軍が駐屯しているという理由で国軍に焼かれ、何百人ものカレン人住民がハロッカニーに逃

げ込んでいたのである。<sup>(20)</sup> 加えて、その他のモン武装勢力がモン州やタニンダーイ管区のそれぞれの地域で国軍と闘っている。

聴き取り調査を受けたタニンダーイ管区出身の何人かが、ピドゥシットと呼ばれる「民兵組織」について語った。こうした兵士たちは国軍により訓練を受けて武装した村人である。ある労働者は、ランロン郡にある彼の村では民兵は軍が取り立てる徴収金や強制労働を免除されていた、と語った。またイエービュー郡出身の別の男性は、村の巡視や近くにある鉄道の警備も義務とされ国軍により 6 ヶ月間訓練を受けた、と語った。民兵は停戦合意を破ったモン武装勢力とも闘った。一般住民は一軒あたり毎月 500 チャットを民兵維持のために払うことを要求されていた。

### < 村人たちの証言 強制労働や物資の要求 >

ほかの地域でのケースと同様に、聴き取り調査を受けた人びとは、反政府武装勢力が活動している地域の近くに住んでいたために、国軍による反政府勢力掃討作戦の被害を被った。その内容は、強制荷役、短期間の逮捕やその他の不当な扱いである。イエー郡やモン州出身の何人かは、それぞれの地方当局から、もう強制労働には徴用されないと通達されたにもかかわらず、それまでとまったく同じように強制労働は続いた、と話した。シャン州のケースと同様、何人かは 1999 年命令第 1 号及びその補則の存在を知らされたが実際には強制労働はまったく減っていなかったということも語った。

聴き取り調査を受けた人びとの中には軍のために強制的に荷役をさせられた人たちもいた。タニンダーイ管区イエービュー郡出身のモン人のある男性は、彼の父親は 2001 年 5 月に荷役に徴用された後に亡くなった、と語った。67 歳のウーソオは、荷が重くて隊列についていけなかったために殴打された。一週間後に家に帰った時に彼は吐血した。何の医療措置も受けられずに彼は後日亡くなった。徴用される以前は、健康に何ら問題はなかった。聴き取り調査を受けたこの男性は、地方の国軍は村人が NMSP から離脱したモン武装勢力を支援していると疑っていた、と語った。この武装勢力は武器を買うために月に一度村人にお金とコメとを要求した。彼は、村人には「選択の余地がなかった」と語った。村人が一度に調達しなければならない金額は少なくとも 1 万チャットで、土地をもたない日雇い労働者の村人には非常な辛苦であった。

2002 年 2 月下旬にタイに到着したピンロウジを作っていた 27 歳の男性は、モン州のイエー郡にある自分の村を出た理由のひとつは強制労働だ、と語った。彼はしばしば、イエー市から「13 マイル」のところに駐屯している第 299 軽歩兵大隊のためにイエー市とコーザ間の道路の補修作業をしなければならなかった。この強制労働に対して一度も賃金は支払われたことがなく、こうした軍のための労働は彼が 17 歳の時から始まった、と語った。最後に彼が働かされたのは 2002 年 2 月の 15 日間であった。彼はまた、第 61 師団が時々村人たちを道路の補修に連れて行った、と語った。

彼は、2001 年 5 月に村長が村の全員を呼び、1999 年命令第 1 号によりもう強制労働はないことを知らせた、と語った。しかしながら、この集会後も強制労働の頻度に何ら変化はなく、1999 年命令第 1 号は「この辺りでは出来すぎた冗談」だ、という。彼はまた、軍のゴム園やピンロ

ウジ園で働かなければならなかったし、軍のために強制荷役の義務を果たさなければならなかった。彼は、自分の両親は自分たちのピンロウジ園で稼いだ内の半分を軍に払わなければならなかった、と語った。毎月 500 チャットを払わなければならず、乾季には軍がより多くの荷役夫を必要とするため、その要求額は毎月 3000 チャットに増えた、とのことである。

彼は家を出たもうひとつの理由として、自分のことを、宗教活動や社会活動をしているモンの若者グループのメンバーではないかと国軍に疑われたことを挙げた。そのグループは、人びとに瞑想する場所や簡単な食事を提供しているという。地方当局は、その若者グループは約 5 年前に NMSP から離脱して国軍と戦闘を開始したあるモン武装集団とつながりがあるのではないかと疑っていた。<sup>(21)</sup> また、ホンサワトイ復興党に合流しようと試みたと言われていた。彼は、この若者グループの幾人かのメンバーとは知り合いだが、彼自身が属する団体は彼らと何のつながりもない、と言った。

彼は、2001 年 11 月にその団体のほかのメンバー 2 人とともに国軍の地元部隊に逮捕され、3 日間拘留された、と語った。彼らは第 299 大隊の基地に連れて行かれ、NMSP から離脱したモン武装グループの支援をしているだろう、と責められた。しかし彼らは兵士たちに、その武装グループとは何の行き来もない、と話した。彼はさらに、以下のように語った。

「私たちは拘留されピンロウジ園とゴム園で働かされました。軍は私たちに銃やナイフを突きつけ、武装グループの連絡先や友達を教えろ、と言いました。2、3 回胸を蹴られました。NMSP が無実を保証すると言ったので釈放されたのでした。私たちはそれぞれ 5000 チャットを軍に払わなければならませんでした。釈放されてからも 2 週間毎日軍に出頭しなければならませんでした。」

タンビューザヤッ郡出身の 30 歳のモン人の女性は、土地を持たない日雇い労働をしていたためとても貧しかった、と語った。彼女は、2002 年 1 月に軍がティンユー村とカロピー村間の細い自動車道路の補修を命令した時に強制労働を行わなければならなかった。そこでは 10 日間石を運んだり砕いたり道路にタールを塗ったりさせられた。彼女によれば、通常少なくとも月に一度 5 日から 10 日間の強制労働の義務を果たさなければならなかった、という。彼女はまた、住んでいた地域では戦闘がなく地域の国軍は彼女たちを不当に扱いはしなかった、とも報告した。アムネ스티が聴き取り調査をした別の数人と同様、彼女は地元の民兵組織を援助するための徴収金を払わなければならなかったことに触れた。

職が無いことと法外な課税のためにイエー郡の故郷を捨てた別のモン人の女性は、2001 年 9 月に強制労働をさせられたと報告した。その時彼女は、新たにアユ - ダウン村に駐屯することになった部隊のために、タウンボン村からアユ - ダウン村までの自動車道路の補修を 3 日間しなければならなかった。彼女は通常毎月一度 3 日から 5 日の強制労働の義務を果たさなければならなかったが、軍は彼女を不当に扱いはしなかった、と語った。彼女の一家は民兵組織のための徴収金を毎月、NMSP への徴収金を毎年一回払わなければならなかった。NMSP の徴税制度は各家庭の収入に応じて、1 年につき 1500 チャットから 1 万チャットの範囲で決められていた。

タニングダ - イ管区タボイ出身で日雇い労働をしていた 22 歳の男性は、彼の住んでいる地域では 2001 年 9 月以来強制労働が増えた、と語った。彼は、2000 年 10 月からタイで仕事をし

2001年9月に家に戻ったが、強制労働や金銭徴収が理由でふたたび家を後にした。彼が最後に強制労働をしなけりばならなかつたのは、2001年9月にタイへ戻るほんの少し前だつた。その時は、第101大隊の新しい基地を建設するために木材や竹を運ばなければならなかつた。自分の村にいるときは彼は1ヶ月に5回出かけなければならなかつたが、その回数はほかの村人よりも少なかつたという。「私たちは2週間の間休む機会を与えられませんでした、まるで動物扱いです。彼らはときどき、3人分の荷物を2人で運べといつたようなとてもきつい仕事を要求しました。」

何人かの農夫はアムネスティに、国軍に「夏の稲」作りを強制的にさせられたと語つた。つまり、暑い乾季の間に米の二期作目を作らなければならなかつた。モン州イエー郡出身の23歳のモン人の男性は、もし二期作目を作らなければ土地を没収する、と第61歩兵大隊に脅されたと話した。「夏の稲」の収穫は非常に少ないが、米はすべて軍の懐に入ってしまうため農夫たちには何の利益もない。加えて、タヤナ村とコーベイン間の道路の補修のために、彼の村は1万チャットを徴収された。2001年後半に村人のうち300人がホンサワトイ復興党に入ったことで、軍隊による締め付けがますます厳しくなつていたと彼は語つた。

アムネスティは、モン州やタニンダ - イ管区の複数ヶ所で見られる村人への人権侵害のパターンが続行していることを憂慮し、国軍が村人たちに強制労働をさせないよう、またその他の人権侵害も行わないよう、SPDCに保証を要求する。

## < 村人たちの証言 土地没収 >

イエー郡からやってきた二人の村人は国軍により農地を没収され、それぞれの家族は生活する手立てを失つたが、全く補償は受けられなかつた。23歳のあるモン人の女性は、2001年7月に両親の農地は取られてしまったと言つた。その家族は、2000本のゴムの木が植えてある10エーカーの土地を軍に取られ、ほかにも30余りのモン人の家族が土地を奪われた。軍はその土地は2000年始めに自分たちのものとして宣言したが、実際には2001年中旬まで、要求はしてこなかつた、と彼女は語つた。国軍は没収した土地のゴムの木やピンロウの木を切り倒した。彼女の家族は町に移り住むしかなく、また、土地を失つたあとにもかかわらず、軍の兵舎の建設作業をしなけりばならなかつた。同時に、軍が取りたてる徴収金も増えていった。彼女はアムネスティに語つた、「この、いかに人びとが苦しんでいるかという現状をあなたがたにみてもらいたい。」と。

ラーミン村から来た20歳のあるモン人男性は、彼の家族の25エーカーもあるゴム農園は2001年6月に、他の土地約500エーカーと共に没収されたと語つた。国軍は村長に、土地は国軍に没収される旨を所有者に伝えるように言い、村長はそうした。この男性は、国軍は没収する前にゴム農園に課税することはしなかつたが、カレン民族同盟(KNU)は1年に一度、1エーカーにつき100チャットを要求してきたと語つた。彼の家族の農園はKNUに支配された地域の近くにあつたのである。

彼はまた、2001年11月に2日間、騎馬歩兵隊106部隊のために鉄道沿いの木々の伐採をさせられた。彼は、少なくとも月に一回は順番で労作業をしなけりばならなかつたと言つた。ま

た、モン州とモールメインの間の鉄道保線をしなければならず、12歳にしてすでに、イエー・ダウェー鉄道において、強制労働をさせられた。生計手段を失ってしまったので、彼の父親と5人の兄弟はみな彼と共にタイにいる。彼は言う、「今までの人生で、すべてが軍に奪われた。土地も、育てた家畜も全部...。」

肉体的暴力という脅しのもとでの土地没収は、しばしばシャン州で起こっている人権侵害と同じ状況であるといえる。

## <元子ども兵士の証言>

2002年3月、アムネスティは、タニンダーイ管区沖にあるチュンスー島で漁師をしていたが現在はタイの農園で働いているという18歳の青年に聞き取り調査を行った。彼はビルマ国軍や村の民兵組織から受ける虐待のため、故郷を出たという。彼は自分が目撃した、国軍による拷問や虐待、超法規的処刑などの深刻な人権侵害について詳細に語った。彼自身も、強制的に兵士として徴集された後、拷問を受けた。

2001年5月、彼が地元の民兵組織に入らないですむように、彼の家族は70000チャットを軍に払った。さらに、ポーター、強制労働などを免除されるための金を定期的に払わなければならなかった。彼の住んでいる地域は地元の漁業産業の収入のため、比較的繁栄していた。お金を支払ったにもかかわらず、2001年6月、民兵組織は夜中の9時に彼の家にやってきて、両親に、彼を尋問のために少しの間連れて行くと言った。それから民兵組織は彼と約30人の少年や若者たちをボートに乗せ、タニンダーイ管区の本土沿岸にある国軍のカマヤ第17軽歩兵大隊の基地に連れて行った。彼は当時17歳、他の少年たちも15歳から17歳だったと言った。少年たちは「元気で素直」なので、軍は兵士としては少年たちを好むと、彼は説明した。

彼らは、その基地で1日を過ごし、それから軍服とM16自動小銃を与えられ、その使い方の説明を簡単に受けた。それ以外の軍事訓練は全く無かった。彼は戦いたくないと言い、飲めと言われた錠剤を飲むのを拒んだ。すると、彼は倒れるまで胸や背中を七回も蹴られた。彼はそれから力づくで立たされ、錠剤を飲むまでさらに殴ったり蹴ったりされた。彼が言うには、その錠剤を服用すると「活発、攻撃的、そして勇敢」になったそうである。彼は5回ほどその錠剤を飲んだ。

それから兵士達は30人あまりの少年たちをヨーマ山地に連れて行った。そこはカレン民族同盟(KNU)の軍の駐留地であった。彼らは、KNUとの戦闘の間、軍の前を歩くよう強制された。チュンスーの町から来た19歳のアウンミョーは、錠剤を飲むことも、武器を取って戦うことも拒んだ。すると彼は軍曹に目隠しをされ、胸を刺され、頭を撃たれて射殺された。アムネスティに話をしたこの青年はこれを目撃しており、大尉と中尉が軍曹に彼を殺せと命令したのだと言った。若い新兵たちは無理矢理、その殺人を見せられた。殺害はヨーマ山地にある農園で行われ、アウンミョーの遺体は水田に放置された。

また、彼を拉致していた国軍の部隊が、ヨーマ山地のパワ村から来た二人のカレン人を殺害したのを目撃した。農園で働いていたあるカレン人の男性は、のどを切り裂かれ、彼の5歳の子供は銃剣で突かれたという。母親は連行されてしまい、目撃していた彼はもうその姿を見る

ことはなかったが、後に、軍曹が強姦して殺した、と自ら話したという。また、兵士たちはカレンの村からすべての家畜と村人たちの所有物を奪っていった。目撃者の彼は、その被害者たちの名前は知らなかったが、殺害には非常に怒りを感じていると語った。

彼が拉致されて6日後、彼と3人の少年たちは脱走を決意した。自分たちがまた別の戦闘で使われるということを知ったからである。彼らは、見張りの兵士が夜中に寝入っている間になんとか脱出に成功した。彼は故郷の村には恐ろしくて戻れず、結局タイに逃げ、現在ここで働いている。

ビルマ国軍や武装反政府勢力は、これまで何年もの間、子供を兵士として使ってきた。アムネスティは、当国軍が18歳以下の少年を強制的に召集して戦闘に参加させているという事実を懸念を表明する。アムネスティは、政府軍や武装政治勢力が大人を徴用することに関しては、いかなる立場もとらない。しかし戦闘員として子供を使うことには、政府軍・武装反政府勢力のいずれに対しても、それが強制的な徴用であろうと自主的な参加であろうと、強く反対する。また、18歳以下の子供に対してのいかなる形態の採用、訓練、軍隊配備にも、強く反対する。メッセンジャーやポーターのような後援的役割もこれに含まれる。アムネスティはSPDCに、18歳以下の子供に対する兵役や敵地への配備を禁止した「子どもの権利条約」の選択議定書を批准するように求めている。

(18) 聞き取り調査を受けた人びとは次の郡から来た人たちである。モン州...イエー、タンビューザヤツ、タトン、チェイトー。タニンダーイー管区...イエービュー、ランロン、タヤッチャウン、タニンダーイー郡。

(19) 出典：トニー・ブロードモア「薄氷の平和、モンの地」イラワディ誌2002年2-3月号。イラワディ誌はビルマと東南アジアの問題を取り扱う雑誌。

(20) これらの住民の中には、2001年10月にタイ政府によりカンチャナブリ県からモン州に強制送還された63人のカレン難民も含む。その時アムネスティは、アムネスティ公式文書ASA 16/024/2001「ビルマとタイの狭間で：行き場を失う難民」を発表し、タイ政府が63人を送還したことに対する抗議声明を出した。

(21) 彼によれば、このグループの名称は「なんだか詩みたいでうまく訳せない」のではあるが、「われわれはもう我慢できない」という意味合いのものであったという。

## 第5章 カイン州

### < 背景 >

2002年3月、アムネスティ・インターナショナルはカイン州の街パアンやコーカレイ、ラインブウェ出身の多くの移住労働者に聞き取り調査を行った。その中には最近ビルマから移住し

てきたばかりの人たちもいた。何万人ものカレン人の人びとが、メイドとなったり、衣料産業その他のタイ経済のなかで働いている。アムネスティが聴き取り調査を行ったカレン人労働者のほとんどは反政府勢力の掃討が行われている地域には住んでいなかったため、国軍による人権侵害の報告は少なかった。しかしながら、米の物納のような過剰な税の徴収のため、村で生活が続けることができなかつたのである。パアン郡の出身者が多く、ここはカイン州の他地域よりはカレン民族同盟（KNU）の活動が比較的少ないが、カイン民主仏教徒軍(DKBA:

Democratic Kayin Buddhist Army、1994年にKNUから分裂しSPDCと同盟を組んだ)が活発である。また、数人が無報酬の強制労働について報告した。しかし、誰もビルマで強制労働の使用を禁じるSPDC1999年命令第1号やSPDC1999年命令第1号補則については知らなかつた。

現在、約12万8000人のカレン人、カレンニー人の人びとがビルマ国境付近のタイ難民キャンプで暮らしている。しかしアムネスティは、今回の調査期間にそのキャンプの住民には聴き取り調査を行わなかつた。その難民キャンプの人びとの多くはカイン州北部のパーブン地区や南部のチャインセーサー郡、チャイン郡から逃げてきた。パーブン地区では人里離れた森林・山岳地帯にKNUがいまだ存在しているため、ここ数年国軍はこの地域での反政府勢力掃討作戦を強化してきた。その結果、山地米を耕作して暮らしていた何千人ものカレン人の人びとは村すべてや納屋をビルマ国軍により破壊され、強制移住させられた。パーブン地区では国軍とKNU双方が地雷を埋設したために、さらにひどい状況である。村人たちは彼らの食料源を断たれ、また、もし密林に隠れているところを発見されれば、国軍に射殺される危険がある。<sup>(22)</sup>

このような国軍によるKNU掃討活動のために、カイン州南部のチャインセーサー郡やチャイン郡での状況は2002年に入って悪化している。これら2つの郡はドーナ山脈の南端にあり、そこには村人が米などを耕作する肥沃な平野が存在する。現在戦闘が行われている地域で、多くの事故や人権侵害で苦しんでいるのは決まって戦闘員ではなく、一般住民である。アムネスティが最近受けた信頼性のある詳細な報告によれば、2002年の4月から6月の間に、これらの地域で国軍はいくつかの村を強制移住させ、カレン人の一般市民を超法規的に殺害した。そのような結果、何百人もの人びとがタイの難民キャンプへ逃れ、今後も数百人が難民化すると考えられている。

2002年3月にアムネスティが聴き取り調査を行った人びとのなかにはDKBAが活動している地域に住んでいた人もおり、DKBAの行動について語ってくれた。DKBAはSPDCと非公式な同盟関係にある武装勢力であり、カイン州のいくつかの地域を事実上支配している模様である。聴き取り調査に答えた何人かは、DKBAがSPDCから特権を与えられていることについて語ったが、DKBAによる虐待はなかつたと報告した。しかし、DKBAから虐待を受けた人もいた。コーカレイツ郡出身のあるポーカレン人男性は、DKBAが一般市民に無報酬で使い走りをさせるので、地元の人びとは大変迷惑していると語った。

コーカレイツ郡出身でポーカレン人の農夫は、1999年10月、彼の父親チャーウィン(当時55歳)と祖父ラーポー(当時75歳)をDKBAに殺されたと言った。彼によれば、他の農夫が彼の父親の暮らしぶりがよいのを妬み、DKBAを雇って殺害させたのであり、こういうケースは珍しくない、という。DKBAの兵士が彼の農場にやって来て、チャーウィンとラーポーを“取り調べ”のため連れ去っていった。後に首を切られた2人の死体が発見された。家族の人たちはDKBAを恐れて、苦情を申し立てることはできなかつた。アムネスティはDKBAによるこの

超法規的処刑について深い憂慮を表明し、SPDC にこの事件の調査を行うよう求める。アムネスティはまた、DKBA が 2 人の一般住民を殺すために「雇われた」ということに懸念を抱く。なぜなら、DKBA はビルマ領土内で SPDC により認知されている政治武装勢力であり、SPDC はその集団によって行われるいかなる虐待からも住民を守る義務を負うからである。

パアン郡出身のポーカレン人の学生は、彼の家族が DKBA の第 555 部隊と SPDC 第 228 歩兵大隊に毎月 5000 チャット、年間にして 60000 チャットを支払わねばならないと語った。彼はカイン州の一般市民の状況について以下のように語った。

「人びとは 3 つの武装勢力 (KNU、SPDC、DKBA) による戦闘に巻き込まれています。それぞれの勢力が金銭を要求してくるのです...ひとつの勢力が住民から金を受け取ったことを他の勢力が知ると、彼らもまた要求してくるというふうに。ありとあらゆる税を取られます。彼らは勝手に名目をつけて課税し、人びとはそれを払わなければならない...治安 のためという名目でも毎年徴税され、払わなければ虐待されます。」

聞き取り調査に答えた別の人は、国軍による強制労働や金銭の要求について語った。モン州との境界付近、カイン州パアン郡のモン村に住んでいたモン人農夫は国軍のために月に 1、2 度、荷役を行わなければならなかった。彼の村は高名な仏教僧タマニャ大僧正が弟子と一緒に住んでいるタマニャ平和村の近くなのだが、その近くでも KNU と国軍との戦闘があった、と彼は言った。2001 年 12 月末に彼はティンガンニーナウン軍事基地へ連行され、モン村の村人 30 名とともに弾薬や食料を運ばされた。彼は歩くのが遅かったため、胸を 4 回蹴られて倒れてしまった。同じ月にタマニャ地域のゴム農園でも国軍のために 5 日間働かなければならなかった。平均して月に 2 回ほど、彼は地元の道路整備や新しい軍事基地の建設などの強制労働に従事しなければならなかった。

パアン郡コーチャイツ村付近の出身で 35 歳になるポーカレン人女性は、米の収穫の半分を地元の SPDC 当局に供出しなければならなかった、とアムネスティに語った。この「コメ税」は農作物に深刻な被害を与えた 2001 年の洪水の時にも現物で納めなければならなかった。また、国軍に現金も支払わなければならなかった。2001 年 12 月にはタイへ逃れた農夫から国軍が没収した農園で働くために連行されたことも彼女は語った。月に 3 度、1 日ずつ、強制労働のために各家庭から 1 人を提供しなければならなかったため、彼女と夫は交替で行った。コーチャイツ地域の村はすべて、この農作業のために人員を提供しなければならなかった。

ポーカレン人の農夫は強制労働と税から逃れるためにパアン郡にある家を出たと語った。彼の家族は「コメ税」を現物で SPDC に、また月 300 チャットを DKBA に支払わなければならなかった。米を現物で納めることができなければ、市場で米を買ってまでして当局に納めるよう強要された。強制労働は月に 2、3 度させられた。彼が最後に従事した強制労働は、タイへ逃げる 2001 年 4 月直前で、ドンロー郡とパアン郡との間の道路建設作業を 3 日間させられた。

アムネスティは上記の事例にみられるようなカイン州諸地域での国軍や DKBA による強制労働その他の人権侵害について懸念しており、こうした人権侵害が今後起こらないよう、SPDC に要請する。

---

## 第6章 反政府武装勢力による人権侵害

アムネスティ・インターナショナルは、カレン民族同盟(KNU)、カレンニ民族進歩党(KNPP: Karenni National Progressive Party) その他のモン武装勢力により行われた最近の人権侵害について信頼できる詳細な報告書を受け取った。アムネスティは1991年以降のビルマにおける反政府武装勢力による人権侵害の情報を文書化しており、同国東部のモン、カイン、カヤー、シャン各州の武装地帯でそうした人権侵害がなおも続いていることを憂慮している。これらの人権侵害はタイでも時々起こっており、またKNUとKNPPは国境でカレン、カレンニー人の人びとの難民キャンプを事実上支配している。アムネスティはその基本的方針からこれらの人権侵害を非難し、一般市民に対してのこれらの行ためをやめるよう武装勢力に強く要請する。アムネスティはさらにタイ政府に対し、タイ領土内で起こったと報告されているあらゆる人権侵害の調査を有効、迅速に実施することを要請する。また、同政府が難民キャンプの非戦闘的・人道的性格を保持することを求める。

アムネスティは、国際人道法の基本的規定に含まれる、あらゆる武装集団が従うべき人道的行ための最低国際基準を守るよう訴える。アムネスティは各集団がこれに署名し、その基準を支持するよう要請する。ビルマの場合は、非国家間紛争の当事者に適用される4つのジュネーブ条約に共通する第3条に該当する。その第3条では、以下のように述べている。「紛争において、武器を置いた者、病気・負傷・拘留その他の理由により戦闘能力を失った者を含め、能動的に参加していない個人は、人道的な扱いを受けるべきである...」

### < 反政府モン武装勢力による国際人道法に違反する殺人 >

2002年3月、タニンダーイ管区イェービュー郡のモン人・タヴォイ人混合の村出身である男性は、あるモン武装勢力の行ためについて語った。彼はそのモンの集団の名称は知らなかったが、彼らは数年来その地域で活動している、と言った。その集団は村人から金銭を徴収しようとしたが、国軍が村人にそれを支払う必要はないと告げたそうである。その集団の金銭の要求は年に一度で、それを支払う限り問題は起こらなかった。しかし、もしそれが支払われなければその集団は国軍を攻撃すると言って脅し、2002年の2月には、その集団が彼の村から1マイルの場所で列車を待ち伏せして襲った。彼はまた、2001年の12月に国軍とその集団との間で戦闘があった、とも語った。

聴き取り調査に応じたこの男性は、2001年7月に反政府モン武装勢力が彼の知人を違法に殺害した事件を次のように語った。40歳になる農夫でパバウィン村の村長のキンマウンは地元の人々を虐待したとされ、兵士たちに連行された。この男性の推測では、その村長は別の武装勢力に情報提供したとの疑いを持たれたのではないかという。キンマウンの村長としての役割はSPDCとモンの村人の中で起こる問題を解決することであったが、モン武装勢力は、キンマウンがモン人である以上、モン勢力のためだけに働くべきだと考えていた。彼は夜中に家が

---

ら連れ去られ、後に銃で撃たれた彼の死体が発見された。

その殺人は地方の SPDC 当局に報告されたが、何らかの対処がなされたかどうかは不明である。キンマウンの未亡人や 4 人の子どもたちはいかなる補償も受けることはできなかった。この男性は次のように言った、「死は死である ビルマでは補償を求めることはない。人間の死は動物の死と何ら変わりはない それを気にかける者はいない。」

## < カレン民族同盟 (KNU) による人権侵害 >

アムネスティは過去 11 年間にわたり、KNU による違法な殺害や拷問を含む人権侵害の記録を文書化してきた。<sup>(23)</sup> 最近、KNU が亡命中の反政府グループのメンバーを違法に殺害したらしい、という情報が極秘裏に寄せられた。NLD (国民民主連盟) の亡命メンバーから成る集団である NLD 解放地区 (NLD-LA) のバマー人サニーは、2001 年 7 月に KNU 軍情報部員によって殺害されたと考えられている。ビルマ国内の NLD とは異なる NLD 解放地区は、時には KNU と協力して国軍と戦闘している。しかし、アウンサンスーチー氏が率いるビルマ国内の NLD は 1988 年 9 月の設立以来、終始一貫して非暴力の方針を貫いてきた、ということをごここに注記しておく。

死亡時 36 歳であったサニーは 1990 年 5 月の選挙結果が当時の軍事政権 SLORC (国家法秩序回復評議会) により承認されなかった後、NLD 指導者のグループとともにビルマを去った。<sup>(24)</sup> 彼らは 1990 年後半にタイへ逃れ、そこで NLD 解放地区 (NLD-LA) を結成したのである。サニーは NLD 解放地区の青年グループの結成メンバーであり、中央執行委員会のメンバーでもあった。彼は 2000 年の NLD 解放地区の党選挙で敗北したある派閥に属していた。タイの NLD 解放地区では、彼が SPDC 情報部に情報を流しているという疑惑を持ったようである。信頼できる極秘情報源によると、NLD 解放地区のメンバーらが KNU に彼の殺害を要請した。2001 年 6 月 23 日、タイのタク県のビルマ国境の地メーソットで彼は行方不明になった。誘拐されて殺されたと考えられている。

国連難民高等弁務官事務所により難民認定を受けていたアウンミャットウンを含む 7 人の反政府活動家が、メーソットで同時に行方不明になったことも報告された。<sup>(25)</sup> アムネスティはこれらの人びとの身の上を懸念しており、KNU に、一般市民や武器を捨てた兵士もしくは戦闘力を失った兵士を殺害しないこと、国内武力紛争を律する国際人道法を堅く守ることを求める。

アムネスティはまた、ビルマ国内の KNU 第 7 隊地域のキャンプ 201 で KNU が強制労働を使用した、との報告を 2001 年 12 月に受けた。報告によると、イスラム教徒の男性難民 7 人がタイ国境を越えてウンピアンマイ難民キャンプで覚醒剤を販売したとされ、有罪とされた。彼らはそのキャンプ 201 に送られ、足を鎖でつながれた状態で KNU のために道路建設作業をさせられた。彼らが拘留されていた期間は分かっていない。<sup>(26)</sup> アムネスティは、足を鎖でつないだ状態で強制労働をさせるというような残酷、非人道的で人間としての尊厳を失わせる扱い方で一般市民を不法に拘留しないよう、KNU に要請する。

## < カレンニ民族進歩党 (KNPP) による人権侵害 >

カレンニ民族進歩党 (KNPP) は 1948 年のイギリスからの独立以来、国軍と戦ってきた。ビルマ東部のカヤー州は人口 25 万の山岳地域で、カレン人に近いカレン二人のんびとが米などを耕作して暮らしている。1978 年に KNPP が国軍との戦闘で本部を失った後、難民がタイへ逃れ始めた。現在カレンニ難民はタイ北部メーホンソン県にある 3 つのキャンプに住んでおり、ここは KNPP が実質的に支配している。

2002 年 3 月 12 日にビルマ族の 20 歳の教師がカレンニキャンプ 5 で KNPP の兵士により殺害された、との報告があった。それによると、その日の夕刻、難民のんびとがキャンプでビデオを見ていたとき、兵士らが Zayar Min を群集の前に引っ張って来て意識がなくなるまで殴り、墓地へ連れて行って喉を切り裂き、埋めてしまった。Zayar Min は、生徒を殴ったこと、また酒に酔ったときにそのキャンプの指導部を罵倒したことから、KNPP の兵士により殺害された、とのことである。

事件後、KNPP は独自に調査を行い、次の 4 名をザヤーミン殺害の罪で有罪とした。カエーロー、重労働つき禁固刑 1 年ならびに罰金 2000 バーツ、チッドー、重労働つき禁固刑 1 年ならびに罰金 2000 バーツ、ノオノオ、重労働つき禁固刑 1 年ならびに罰金 2000 バーツ、チョーミン、重労働つき禁固刑 2 年ならびに罰金 2500 バーツ。この 4 名はキャンプ 5 に拘禁されているものと思われるが、彼らの身柄がどうなっているか、また拘禁の状況などについては知る由が無い。本報告書作成時点では、タイ当局による調査も行われていない模様である。

アムネスティはザヤーミンが KNPP 兵士により違法に殺害されたことに遺憾の意を表明し、KNPP に対し、カヤー州であれタイ国内の難民キャンプであれ、一般市民の人権を侵害しないよう強く要請する。またアムネスティは、タイ政府に対しても、この事件の調査を迅速・効率的に、また公正かつ独立に行うよう、そして非戦闘的、人道的であるべき難民キャンプの性格を保持するよう努めることを要請する。

(22) アムネスティ報告書「ビルマ：迫害の標的となる少数民族」2001 年 6 月 (アムネスティ文書 16/014/2001) を参照。

(23) アムネスティ報告書「ビルマ：カイン州の軍事化と人権」1999 年 6 月 (アムネスティ文書 16/12/99) および「ビルマ：無法状態」1992 年 11 月 (アムネスティ文書 16/11/92) 参照。

(24) NLD は 1990 年の総選挙で議席の 80% を獲得したが、SLORC は国会を召集しなかった。

(25) イラワディ誌 2001 年 8-9 月号 (Vol 9, No.17) 参照。

(26) エリック・アルペール「カレン人への迫害」仏ガヴロシュ誌 2001 年 12 月号参照。

## 第 7 章 タイ国内のビルマ人労働者

現在、約 100 万人のビルマ人がタイ国内に住んでいる。そのうち 12 万 8 千人が国境沿いの難民キャンプに滞在しているが、大多数は低賃金の仕事に就くか、仕事を探している。2001 年 8 月、タイ政府は、近隣諸国からの移民労働者について新しい登録制度を制定した。それ以後約 56 万人が登録し、2002 年 3 月に登録を更新した人もいる。登録した労働者は理論的にはタイ政府による逮捕や強制送還を免れるが、登録カードを持っていないことがあきらかになった者に

---

は逮捕やビルマへの強制送還の危険が伴う。

タイ国内の移民労働者は、いくつかの局面で危険に直面する。彼らはビルマからタイへの移民輸送で生計をたてている密輸業者によって肉体的な虐待を受けるおそれもあるし、政府への登録料が払えない、あるいは登録手続きをすっかりしそこなった者は逮捕や強制送還のおそれがある。移民労働の多くは時機が限られたものであり、労働者は長い間失業状態におかれる可能性もある。彼らは普通、タイの最低日額賃金以下の賃金しかもらえないし、報告によればほとんどの人が極端に長い時間働いている。コメ倉庫で 100 キロのコメ袋を運ぶ仕事をしていたビルマ人がアムネスティ・インターナショナルに語ったところによると、「ビルマ人は 3 D と呼ばれる仕事を全部やっている」という。3 D とは、dirty (汚い)、dangerous (危い)、difficult (難しい) をあらわす言葉である。

## < ビルマからタイへの道のり >

ビルマ人たちが故郷の町や村を出て、タイ領内にたどり着くにはさまざまな危険を冒さなければならない。たとえば国境の両側での逮捕や密輸業者たちによる殺人などである。2000 キロ以上に及ぶビルマ・タイ国境は警備の行き届かないところが多く、ビルマ人たちはしばしば密かにジャングルのルートを通してタイに入国する。移民たちがアムネスティに語ったところによると、ビルマからタイに道案内してもらうために、エージェントに対して 4500 バーツから 1 万バーツ<sup>(29)</sup>を払ったという。そうすればそのエージェントは、途中の SPDC およびタイ政府の検問所を無事に通過させてくれるのであった。エージェントはどうやら、ビルマ人労働者をタイに連れて行くためにあらかじめ、現地の役人と何らかの「取り決め」をしていたらしい。しかし、聞き取り調査に応じた人のほとんどが言うには、エージェントは、タイ国内においてそのビルマ人のために職を見つけることはせず、ただ移民労働者の働き口がある地区に彼らを連れて行くだけだった、という。

シャン人がシャン州からタイに移住するパターンは少し違っている。彼らは普通、道中にエージェントを雇わず、彼ら自身だけで、あるいは同じ村人同士でやってくる。彼らは、ブッシュタクシー (乗合タクシー)、バス、ボートを使い、ところどころでは徒歩でもやってくる。彼らも政府の検問所を通らなければならないのだが、ビルマを出国する時には、それほど問題は無い。要求されただけの「料金」を払うことができれば、先へ進むことができるのである。彼らはメーホンソン、チェンマイ、チェンライの各県でタイに入国するのだが、そこにはシャン人と関係の深いタイヤイ人が居住している。シャン人はこれら 3 県で農業に従事することが多いが、タイのほかの地域へ向かうこともある。

シャン州以外からのビルマ人労働者でも、勇気のある者は、個々人で、あるいは少人数のグループで故郷からタイに向かうことがあり、そのときは途中で逮捕される危険が伴う。一般的にビルマからの女性は性産業労働者として「取引」されることが多い。25 歳未満の女性はビルマを離れることを禁じられていると言われているが、それは地域の SPDC の役人が、性産業労働者として売られることを恐れるからである。バゴーの町からやってきたある 26 歳のバマー人の女性がアムネスティに語ったところによると、彼女とその友人たちは 2002 年の 2 月にカイン

州のパアンの町で止められ、ほかの約 80 名と一緒に市役所に連れて行かれた、という。そして出入国管理の役人にビルマ人の若い女性がタイ国内で直面する危険について説明された。彼女らはその後解放され、結局タイ側の役人から一日入国パスを入手して国境を越えた。移民労働者は、しばしば一日限りのパスを入手して入国し、その後は不法滞在を続けることになる。

この若い女性は、1999 年はじめに初めてタイに出稼ぎにやってきた。その後いったん帰国し、二度にわたってバゴの町を訪れた。もともとそこでは、ビルマ葉巻を作る仕事に雇われていた。しかし、給料だけでは暮していけなくなり、タイに行くことを決意したという。移民労働者は時々、家族に会うためにひそかに帰国し、境界線がはっきりしないタイ・ビルマ国境を越えひそかに戻っていく。

その上、彼らは可能ならばお金を家族に送ろうと試みる。しばしば、家族のうちの一人かあるいはそれ以上の者が、家計を助けるためにタイに働きに行かされることになる。タイに移民労働者を送り込むエージェントは、車両の中に彼らを隠すことが多いのだが、そこでは窒息の危険がある。2002 年 3 月 5 日、3 人の子供を含む 13 人のビルマ人の死体が東部タイ、プラチンブリ県の人の近付かないゴミ捨て場で発見された。警察の捜査によると、国境沿いのメーソットからナコムパソム県まで運ばれる際に、トラックの野菜の積荷の下に隠され、その際に窒息したらしい。3 月 6 日になって工場に 30 人のビルマ人を運ぶためにトラックをレンタルした、と告白した運び屋の 2 人のメンバーが逮捕された。トラックの運転手が荷台を開けてみると、その中の 13 人が死んでいた、という（バンコクポスト誌 2002 年 3 月 8 日）。ビルマ政府はこの事件の捜査をはじめようタイ政府に要請した（BBC 放送 2002 年 3 月 6 日）。アムネスティはこの捜査の進展についてこれ以上の情報を入手していないが、タイ政府に対して効果的な、公平な、そして利害に関係ない捜査をするよう要求する。また、タイ政府は捜査終了後にその結果を公にすべきである。

2002 年 2 月 5 日には、タク県のタイ・ビルマ国境近くのいくつかの場所で、20 人のカレン人の死体が発見された（ロイター・タイ 2002 年 2 月 5 日）。彼らは人身売買業者、ドラッグの密輸業者、あるいはさまざまな武装勢力に殺害された、と推測される。これらの遺体は、目隠しをされ、手首を縛られ、のどをかき切られており、殴られた痕や刺し傷もあった（Nation 誌 2002 年 2 月 4 日）。これらの死体はタイ・ビルマ間の移民やドラッグの密輸ルートと言われていたところで発見されたのである。オブザーバーが見るところ、移民たちが殺されたのは、エージェントが彼らから料金を受け取ることができなかったからではないか、という。近隣の村人は、しばしばカレン人労働者の死体を発見すると証言した。しかし、一度に多くの死体や、特に残酷な殺し方は、普通ではないと言われていた。

警察の捜査は行われたが、アムネスティの知る限りでは、殺人の容疑者を見つけるまでにはいたっていない。加えて、実際に見つかった死体の数について、混乱が見られる。最初、17 体の死体が発見され、それから 3 体が 4 体が発見されたという。さらに、死体の身元確認ができたのか、死体がどこにおかれているのか、あるいは実際のところ、すでに火葬されたのかといった点も不明である。

アムネスティは、タイ政府がこれらの事件をなおざりに捜査したのではないかと懸念している。そして、タイ政府に対し、効果的で独立した捜査を行うようさらに努力することを求める。加えて、地域の司法関係の役人は移民に対する監視を教化すべきである。移民たちは、

密輸業者や人身売買のエージェントによる人権侵害にさらされているのである。このような人権侵害に関わったエージェントや密輸業者は、司法の手にゆだねられるべきである。タイのすべての治安当局や司法関係者は、移民や、脅威にさらされる人びとの権利を的確に守れるよう、国際的な人権水準についての研修を受けるべきである。

移民は、タイ当局自身による迫害を受けることもある。カイン州の州都パアンの町からやってきた若い女性がアムネスティに語ったところによれば、彼女は2000年7月、タク県のタクの町で警察官によって強姦されたという。彼女は、カレンのエージェントに5500 バーツ払ったが、そのエージェントはタイに入国させるために彼女をあるタイ人の警察官の所に連れて行ったという。そのエージェントは彼女に警官といれば「安全」だといったが、Takの街に着いたとき、ほかの労働者のグループが到着する前に彼女を強姦したという。アムネスティの聞き取り調査において、このカレンの女性は強姦について語らなかつたが、みたところ、暴行によっていまだに傷ついているようだった。

### < 雇用分野、労働条件、賃金水準 >

移民労働者は、普通タイ経済の次のような分野で働いている。農業、一般的な工場労働（特に衣料分野、海産物）、建設労働、そして家政婦労働である。これらの多くは季節労働であり、農業労働者は、一年のうち限られた時期しか働かないし、衣料品工場の労働者は工場が注文を受けたときしか働かない。賃金支払いの方法はさまざまである。工場によっては出来高払いだし、日給のところもある。家政婦は、普通月払いであり、部屋と食事を与えられる。工場労働者はしばしば工場の敷地内に非衛生的な状態で住んでいる。農場労働者は普通、農場主に許されて農場の小屋に住んでいる。大きな果樹園のような大規模な農場で働くものは、敷地内の窮屈な居住区に住んでいる。

アムネスティが聞き取り調査をした多くのビルマ人労働者の、ほとんどすべての人が極端に長い労働時間を経験していた。それは季節によって異なる。あるモン人の労働者が言うには、4月の小エビ漁の季節には小エビの殻剥きや洗浄で一日20時間働き、一日300バーツ得られたという。しかし、オフシーズンには一日にたった7時間しか働けず、100バーツもらうだけだった。ほとんどの労働者は一週間に少なくとも6日間働いている。衣料品工場の労働者は一日に70バーツから110バーツ稼ぎ、時々残業代としてわずかな額をもらう、という。農業労働者がアムネスティに語ったところによると彼らは野良仕事に対して50バーツから70バーツしか払われなかつたという。これら聞き取り調査を受けた大部分の人が、国で定められた最低賃金を大幅に下回る賃金しかもらっていなかつた。最低賃金は地域によって異なるが、日給133バーツから168バーツである（バンコクポスト2001年12月14日）。

### < 登録のプロセス >

タイ政府は、2001年8月28日の内閣決議案によって、現在の移民労働問題に対処する新しい

方策をはじめた。<sup>(30)</sup> 過去 10 年間、政府はさまざまな方策で近隣諸国からの移民労働力の流入に対処しようとしてきた。そのひとつが逮捕と強制送還である。しかし、安価な移民労働力に頼る経済界からの圧力があって、政府は 2001 年 9 月 24 日から 10 月 18 日までの期間に移民登録制度を設けた。約 56 万 8 千人の移民労働者が労働福祉省に登録を済ませ、そのうち 41 万 7447 人がビルマ人だった（バンコクポスト 2001 年 10 月 23 日および 2002 年 5 月 10 日）。登録しなかった移民労働者の数は不明であり、したがってタイ国内で不法滞在扱いになっている人数もあきらかではない。

移民たちは健康保険、「送還」費用、六ヶ月の労働許可、IDカードのために、合計 3250 バーツを支払う。ID カードが発行されれば、移民たちは制度上は逮捕されるのを免れる。アムネスティが取材した多くの人の証言では、彼らの雇用主が登録料を払ってくれるが、そのかわり返済として月に 300 バーツずつ給料から天引きするという。また、雇用主の中には移民労働者が仕事を変わらないように一種の「切り札」として ID カードを取り上げる者もいるという。ID カードはまた、タイの公共の医療機関に掛かるために必要である。

登録の有効期間は 6 ヶ月間のみで、それ以降は再登録し、健康チェックを受ける必要があった。再登録は 2002 年の 2 月 25 日から 3 月 24 日まで行われ、医療検査のために 1200 バーツの手料がかかった。しかし、ほぼ 10 万人近くの人が再登録しなかった（バンコクポスト 2002 年 5 月 10 日）。タイ政府の発表によると 4 万人のビルマからの労働者のうち、HIV ウイルスや結核、その他の伝染性の病気に感染していた 737 人が強制送還される予定、とタイ政府は発表したが（バンコクポスト 2002 年 5 月 5 日）、本報告作成時点では、これらの人びとが実際に強制送還されたかどうか、ビルマでどうなったか、についてはあきらかではない。

伝えられるところによると、タイ政府と SPDC は 2001 年 11 月、不法移民労働者の本国送還について合意に達したという。SPDC 側は、送還の前にビルマ政府の確認のために、個々人の氏名、ビルマでの住所、写真、ID カードを提示することをタイ政府に求めた（バンコクポスト 2002 年 2 月 9 日）。その後、送還された労働者を受け入れるキャンプを 2002 年 2 月にカイン州のミャワディに設置した、と SPDC は 5 月 10 日に発表している。この発表の中で、2772 人の労働者が国境を越えて受け入れキャンプに送還された、との報告があった。そこでは「彼らを帰郷させるための手続きがすすんでおり、医療検査が行われており、食事や生活用品も整っている」（SPDC 機関紙よりの引用）という。ほかの公式発表によると国際赤十字委員会（1999 年以来ビルマの刑務所訪問を続けている）が、そのセンターを訪問したという（ラジオビルマ 2002 年 4 月 20 日放送）。

### < 移民労働者に関しての、タイ政府に対する勧告 >

各地域の司法関係者は、運び屋やその他の人身売買に係わっている者による虐待にさらされやすい移民に関して、もっと注意を払うべきである。

政府は移民に対する虐待事件に対して早急で効果的な捜査に着手すべきである。同じく 2002 年 1 月に起こった約 20 人のカレン人殺害に関する捜査を改めて行い、その結果を公表すべきである。

人権侵害を受けた者の当然の権利として、上記のような人権侵害に関わった人身売買組織や

密航組織の人間は司法の手に委ねられるべきである。

移民やその他の虐待を受けやすい人びとの人権を的確に守るため、治安当局や司法当局の全部署は、国際的な人権水準についての訓練を受けるべきである。

タイ政府は「すべての移民やその家族の保護に関する国際条約」に批准するべきである。

難民が「不法入国」という理由でタイ政府によって逮捕され、ビルマに強制送還される可能性がある、という点についてアムネスティ・インターナショナルは深く懸念している。移民労働者の中には、もし強制送還されれば迫害される恐れが十分にある者もあり、その観点から、彼らがタイ政府によって逮捕された場合、送還されることに對し異議申し立ての機会が与えられるべきである。

深刻な伝染病の検査で陽性反応を示した移民労働者について、タイ政府は、健康やその他の理由によって差別的な強制送還をうけることのないように、セーフガードが機能するように保証すべきである。

<sup>(29)</sup> US \$ 1 ドル = 約 42 バーツ

<sup>(30)</sup> *Burmese Migrant Workers in Thailand: Policy and Protection*, Darunee Paisanpanichkul, *Legal Issues on Burma Journal*, No. 10 - December 2001.

## 第 8 章 ビルマ政府への勧告

アムネスティ・インターナショナルは SPDC によるここ 18 ヶ月間の人権状況改善の動き、殊に、300 人以上の政治囚が釈放されたことを歓迎する。また、ILO(国際労働機関)連絡事務所をヤンゴンに設置する件で SPDC が ILO に協力していることを、前向きな展開と評価する。変革が必要であると認識していることに、SPDC の進歩が見られる。アムネスティは、SPDC が更に変革の速度を上げるよう願っている。それには、強制労働が法律上のみならず実際に撤廃されること、また、軍による超法規的処刑や拷問がいかなる状況においても禁止されること、が確約されて初めて実現されるのである。治安部隊のメンバーは、行った人権侵害に関して法の下で裁かれることがほとんど無いために、ビルマには免責の習慣が広がってしまっているのである。

さらにアムネスティは、ビルマ政府が国際人権条約に加入するよう強く求める。現在同政府が加入しているのは、「女性差別撤廃宣言」と「子供の権利条約」のみである。

アムネスティは SPDC に対し、以下の勧告を行う。これらが実行されれば、ビルマにおける人権状況は更に改善されると思われる。

- ・ 武力紛争地域における民間人の取り扱いに関しては、国際人権法・人道法の基本原則に準拠することを強く要請する。4 つのジュネーヴ条約に共通する、非国際間すなわち条約参加国の自国領域内で起こる紛争に適用される第 3 条は、人道的行のための 4 つの最低基準を定めている。<sup>(27)</sup> この基準は、紛争に能動的に参加していない人びとや、武装勢力の一員であるが武器を置いた人びとや戦闘能力を失った人びとの取り扱いに関して、すべての紛争関係者に

---

適用されるものである。とりわけ、この条項の第1号は、「あらゆる種類の殺人」を禁じている。

- ・ 超法規的処刑を止めるよう、明確な命令を發布し、厳密な命令系統を実施することを勧告する。また、すべての超法規的処刑を調査し、責任者を裁判にかけるよう勧告する。
- ・ 拷問や虐待の報告をことごとく調査し、こういった行たをただちに止めるよう国軍に対し明確な命令を發布するよう勧告する。拷問や虐待の責任者と思われる者に対しては、個別の調査結果が出るまで一時停職処分にし、責任があると判明した場合は裁判にかけるべきである。
- ・ 「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」を批准することを強く要請する。
- ・ 「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」を批准することを要請する。
- ・ 強制労働の廃止に関して、ILO（国際労働機関）調査委員会の勧告を実行するよう強く要請する。また、ILO 連絡事務所がビルマ国内のあらゆる地域・市民にアクセスできるように、SPDC が取り計らうことを強く要請する。
- ・ 強制労働を禁止する SPDC 命令 1999 年第 1 号および命令第 1 号補則の公布をもっと徹底することを強く要請する。これらの命令は各地域の少数民族の言語にも翻訳して公布されるべきである。加えて、軍は、住民が異議申し立てできるメカニズムを作り、強制労働を報告した者への報復が無いように保証するべきである。政府は強制労働のすべての報告に対し、実質的、独立公正、かつ迅速な調査を始めるべきである。強制労働の責任者は、命令 1999 年第 1 号補則の規定に従い、裁判にかけられるべきである。
- ・ 軍隊が 18 歳以下の子どもを採用したり、紛争地域に配置することを禁じた「子どもの権利条約の選択議定書」を批准することを強く要請する。
- ・ 「市民的および政治的権利に関する国際規約の選択議定書（自由人権規約選択議定書）」を批准することを強く要請する。
- ・ 「拷問およびその他の残虐/非人道的な、または品位を傷つける取り扱いまたは刑罰を禁止する条約（拷問等禁止条約）」に批准することを強く要請する。
- ・ 伝染性の重い疾病と診断されてビルマに送還された移民労働者に対し、SPDC が適切な医療措置を提供し、疾病ゆえに差別することのないよう、強く要請する。

---

(27) ビルマはジュネーブ条約を批准している。